

令和5年第3回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月6日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和5年9月6日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
4番	栗原福裕	10番	原野利男
5番	江藤美代子	11番	梅本哲
6番	水落龍彦	12番	野田成幸

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	氷室 健太郎	福祉課長	才所 潤一
教育長	富山 拓二郎	建設課長	樋口 信吾
企画課長	井上 新五	建設課参事兼 国道対策室長	園田 和広
総務課長兼庁舎建設推進室長兼 選挙管理委員会書記長	鹿田 健	産業課長兼 農業委員会事務局長	山下 誠紀
税務会計課長補佐兼 課税係統括主査	野中 美智子	教育委員会事務局 子ども課長	樋口 尚寿
環境課長	小松 朋雄	教育委員会事務局 子ども課参事	船津 涼
住民課長	前田 武博	教育委員会事務局 生涯学習課長	萩尾 勝昭

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	丸山 順子	書記	大塚 雅隆
議会事務局係長	山下 亮一		

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 一般質問

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和5年第3回広川町議会定例会を開会いたします。

なお、税務会計課長が体調不良により欠席の届けが出ており、代わりに野中課長補佐が出席しております。

本定例会に提出されております議案は、決算認定6件、報告1件、町長の専決処分事項の承認3件、人事案件5件、町道の認定1件、条例の改正4件、水道事業会計決算剰余金の処分1件、補正予算6件の計27件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（氷室健太郎）

皆さんおはようございます。本日は令和5年第3回広川町議会定例会を招集しましたとこ

ろ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

令和5年7月10日に発生した大雨につきましては、白金山雨量観測所におきまして、7日からの総雨量522ミリ、1時間最大雨量94ミリと、これまでに経験したことのない降水量となります。広川町全域に住家の倒壊や浸水被害、道路、河川等の損壊、崖崩れが発生いたしました。人的被害としましては、冠水した道路脇の水路で1名の方がお亡くなりになりました。謹んで御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された住民の皆様やその御家族、関係者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

また一方で、多くの方々から義援金や災害ボランティア活動への御支援、御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

今回の大雨被害ですが、住家被害につきましては全壊4件、半壊107件、床上浸水37件の被害がっております。道路河川等につきましては225か所、被害総額約1,775,500千円、農業被害では、農作物施設にて約274,000千円の被害額、そして商工業事業所の被害につきましては、浸水による建物、商品製造機器の破損など44件、約166,000千円の被害が発生しております。町としましては、一日でも早い復興を果たすため、国、県への要望活動を行いながら、各種法律に基づく支援施策のほか、広川町単独による支援施策を行いまして、被災者の方々の生活再建支援、公共施設等の災害復旧に全力で取り組んでいるところでございます。完全なる復興には、まだこれから複数年にわたる取組が必要となりますので、皆様方の御協力と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、広川町役場新庁舎建設のⅡ期工事が完了いたしました。旧庁舎を解体して、その跡地に整備を進めておりました北側駐車場が完成し、9月5日火曜日より供用を開始しているところでございます。長きにわたる整備工事の関係で皆様には御不便をおかけしたと存じますが、今後も使いやすく親しみやすい役場となるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会には議案等27件を御提案申し上げます。議案の提案理由につきましては後ほど御説明申し上げますが、慎重な御審議を賜りまして、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、6番水落龍彦君と12番野田成幸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る8月31日、議会運営委員会に諮ったところ、9月6日から9月15日までの10日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9月6日から9月15日までの10日間と決定いたしました。

日程第3 一般質問

○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

8番光益良洋君の登壇を求めます。

○8番（光益良洋）

皆さんおはようございます。今日から定例会ということで、一般質問の一番手を務めさせていただきます8番光益でございます。

まず、質問に入る前に、今回、7月に広川町において過去、例を見ないような未曾有の豪雨災害によりお亡くなりになられた方にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました町民の各皆様方にお見舞いを申し上げますところでございます。

また、一日でも早く復興できるよう、国、県への要望も、私も含め議員一同、できる限りの努力をしていきたいというところで思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、今回の豪雨では線状降水帯により記録的な豪雨になり、河川の越水により被害が広がったものと、想定を本当にはるかに超えた被害だったのかなと私個人としては思っているところでございます。

そこで、今回は豪雨災害について質問をさせていただきたいと思います。

本来であるならば、議員一人一人が今回の豪雨災害について質問を考えておられるところではあるかと思いますがけれども、議員全員で話し合いを設けまして、今回の災害についての質問は、災害が起きてまだちょっと日にちのほうもたっていないということ、また、同じ質問が出るおそれがあり、議会運営をスムーズに進めることができない可能性があるということを考え、厚生文教、総務産業両常任委員会の代表2名での質問となることをまずは町民の皆様方に御理解をいただきたいというふうに思いますとともに、議員各位におかれましては、皆様方から様々な意見を頂戴しておりますけれども、個々の思いと若干ずれが生じるおそれがありますが、その辺は代表としての質問をやるということで御理解と考慮をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

1つ目は、7月の豪雨災害での現在の復旧状況と今後の災害対応について質問をさせていただきます。

先ほども申しましたように、今回の豪雨災害は、河川の越水により被害が拡大したというふうに理解をしている中で、今回の豪雨により土砂が堆積し、川底も上がっております。ま

た、護岸も劣化したり崩壊したりしている部分がたくさんあるかと思っております。

これまでも河川改修などの質問をいろんな議員がしてこられましたけれども、今後もまだまだ台風シーズンが終わったとは言えない中で、2次被害防止のためにしゅんせつ等の早急な対応と今回の災害以上を想定した長期的視点での河川の改修計画は要望できないものか、お尋ねをいたします。

また、消防の第1分団の詰所が被災しております。本当に河川のそばということで危険箇所でもあるかと思っておりますけれども、今後、第1分団の詰所に対してその点をどういうふうにご検討されるのか、質問をさせていただきたいと思っております。

続いて、被災された方が被災ごみ、災害ごみを運ぶ際に、やはりトラック系統の車両を持っていないという相談がございました。そうした中で、あつてはならないことではございますけれども、災害時に災害ごみを搬出するに当たり、町のほうではそういった車両の貸出し並びにレンタル、リース事業所との災害協定を結ぶなり何なりした形で住民の皆様への車両の貸出し等を考えることはできないのか。ないに越したことはないんですけれども、あつたときには、やはり私もお手伝いをさせていただいたんですけれども、濡れた畳なんかは乗用車じゃ持っていきません。やっぱり濡れた商品を乗用車で運ぶ——運ぶ要領はあるけれども、やはり今度は車両のほうはどうしても腐食したり、濡れてぼろぼろになったりするおそれもありますので、そういった車両を何らかの形でできないだろうかということ、支援を今後、町として考えることはできないかをお尋ねさせていただきます。

それと、広川には広川防災ダムがありますけれども、その機能と管理についてお尋ねをさせていただきます。

次に、本町において河川には多くの井堰があると思われまして。その数、管理、利用状況、また、水利経営者の把握などをされておられるのか、また、いろいろな意味でこの井堰に対する調査を行っていただけるのか、お尋ねをいたします。

次に、町内には防災重点農業用ため池というものがあるというふうには聞いておりますが、その箇所が何か所なのか、また、その管理状況はどういうふうになつておられるのか、お尋ねをいたします。

2つ目に移らせていただきます。

情報伝達について質問をさせていただきます。

防災行政無線、ホームページ、LINE、KBCのdボタンなどなど、広川町内においては様々な情報媒体を持っておられるというふうには認識をしておりますが、情報を得られない高齢者等もおられて情報格差があり、また、防災行政無線も雨音等でなかなか聞き取りにくいというのは常々聞いておるところでございますが、それに伴い、避難発令の判断のタイミング等、今後の対応をどういうふうになつていくか、お尋ねをしたいと思います。

それと3つ目は、地域においての自助、共助についてお尋ねいたします。

町内の行政区において、自助、共助、公助の位置づけはどのような状況にあるのか、今後さらに浸透させていくべきかと思っておりますが、執行部の考えはどうなのか、お尋ねをさせていただきます。

次に、災害時の要援護者については、避難の援護計画を個別につくり行政区と共用する形に現在はなつておると思っておりますが、今回の災害では運用はどうだったか、お尋ねをしたいと思います。

次、4つ目については、町の職員さんについての質問でございますが、職員さんは7月10日の災害発生時から本当に皆さん親身になって総出で復興・復旧、また被災者支援で時間外や土日も対応で大変御苦労いただいております。そういった中で、職員さんの健康管理や時間外の支給等はどうなっているのか、お尋ねをさせていただきます。

最後の5つ目の質問になりますけれども、この質問は今後の課題と対応について質問をさせていただきますが、今までの質問の統括的なこととなりますが、今回の災害において課題や見直し点などがあったかと思われまので、そういったところで今後災害対応の在り方をどう考えておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

以上で質問席での質問を終わらせていただきますが、通告時に申しましたとおり、今回の質問は災害に関する質問で、項目は5つ上げておりますけれども、一致する質問でありますので、答弁のほうは一括で答弁をいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

あとは個別にて質問させていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

光益議員の御質問にお答えを申し上げます。

まずもって、災害対応に対して御質問を取りまとめていただくなど、御配慮いただきましたことに感謝を申し上げます。ただ、質問が多岐にわたりますので、私のほうからは町の考え方、災害対応に対する考え方について示させていただきたいというふうに思っております。

令和5年7月10日に発生した大雨につきましては、これまでに経験したことがない降水量となりまして、県営河川広川、長延川からの溢水や水路等からの内水氾濫により、町内の多くの地域で住家の倒壊、浸水被害、道路、河川、水路等の公共施設の被害、農作物等の被害が発生をしております。

町としては防災計画に基づき、警戒態勢から災害発生時の対応を行う初動期、その後に応急的な対応を行う復旧期、それから現在もなお続いておる復興期と、発災直後から復興までの刻々と変化する災害対応のニーズに応じた被災者支援、災害復旧・復興を進めております。

現在は、国から指定を受けた災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく生活再建支援制度、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく公共土木、農地等の災害復旧に取り組んでおります。

また、被害を受けた地域の早期復旧・復興のため、国会及び県議会の議員の皆様方をはじめ国土交通省九州地方整備局、農林水産省九州農政局及び福岡県の関係部局に対し要望活動を行っております。特に、河川流域の多くの箇所でも広範囲にわたる浸水被害となったことを受けまして、八女県土整備事務所に対しては早期の災害防止対策を実施するよう強く要望しているところでございます。

今回の大雨ではお一人の方がお亡くなりになりました。まさに痛恨の極みではありますが、危険の迫った家屋からの早期避難や高齢者の避難誘導など、地域自主防災組織を中心に近隣住民が声をかけ合い、避難情報の伝達や避難行動要支援者への支援が実施された地域もございます。地域で支え合い、助け合っていたことに深く感謝と敬意を申し上げたいと存じます。

ただ、一方では、情報伝達や避難所の運営などにおいて一部の自主防災組織では十分機能しなかったとの御意見もございます。

今後、今回の災害対策の経過をしっかりと検証し、課題の整理を行った上で防災計画の見直しを行うとともに、地域の皆様との意見交換を行って、自主防災組織の在り方についても協議を重ねながら、今後の広川町防災・減災対策にしっかりと生かしてまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ありがとうございました。

それでは、個別質問に入らせていただきますけれども、個別の質問に対しましては、これからちょっと内容が前後したり、話が戻ったりするかもしれませんが、災害の対応ということで、そうなった場合には御了解、御了承をいただきたいというふうに思っております。

まず最初に、現在の復旧状況と今後の災害対応ということで質問させていただきます。

先ほども町長の定例会招集の挨拶の中でも状況を説明されたかと思いますが、すみません、もう一度、今回の豪雨で災害を受けた箇所等々をまとめてあることで、再度お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の7月10日の大雨の災害報告となりますが、人的被害につきましては1件、住家の被害につきましては全壊が4棟、半壊ですけど、これは中規模半壊や半壊、準半壊が107件あります。床上浸水につきましては37件が現在認定をしているところとなります。あと、広川町の管理する道路や河川、水路等については225か所の被害があっておりまして、こちらの復旧に現在取り組んでいるという状況となります。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

類を見ないすごい数ではございます。

今回、災害があったわけですが、1名の方もお亡くなりになられた、これだけの災害が起きたということで、これを想定とするものなのか、これ以上を想定とするものなのか、今後の河川改修等々を踏まえた中で原状復帰なのか、災害をさらに上乘せした想定での復興なのか、それをどちらの方向で進められていくか、お尋ねをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

まず、災害復旧の考え方でございますけれども、災害復旧については国庫負担法、それを

使つての復旧となつてきますので、まずは現況復旧が大原則となつてきます。ただ、どうしても単なる災害の復旧をただけでは同じことの繰り返しになるんじゃないかという意見もございますので、ここにつきましては県のほうに要望しておりまして、さらにこの浸水対策を防ぐような対応ができないかということでの要望等は行っているところでございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

本当に原状復旧が原則だというのは私たちも理解はいたしておるところですけれども、近隣の市町村を見る中で、災害を受けられたところがまた災害を受けた。久留米なんかは5年間連続で災害を受けた。そのとき私もたまたまお客さんがいらっしゃいましたので、見に行ったら、原状復旧ばかりするけん同じ災害が起きるといふふうにおっしゃられました。本当に無駄なお金になるのかなと。毎年毎年同じ災害が起きて、その都度、原状復旧、原状復旧、原状復旧。またそこで災害のお金が絡んでくる。その辺のところで、やはり1回起きた災害はもうこれ以下にはならないんだという想定の下で災害対応を行っていくべきじゃないのかな、そういう時代に来ているのかな。

今までがその流れがあつたのかもしれませんが、全国各地でこのような災害が——申し訳ないですけれども、広川はそこまでひどい災害は起きらんやろうぐらい、正直私もなめてかかっていました。ですけれども、今回の災害においては短時間雨量がとんでもない雨量になりまして、このような起きてはならない災害が起きてしまったということで、ぜひとも災害復旧においては原状復旧じゃなくて、やはり上を見据えた復興・復旧を強く求めていただきたいというふうには思っておりますが、その辺のところはどうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

ありがとうございます。

災害復旧を行う場合においては、どうしても国庫負担法の関係がありますので、現況復旧になってしまいます。それとは別に、やっぱり対策はやっていく必要があると思いますので、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、県のほうに8月の末に対応を、このままではいけないんだということを強く要望しているところでございます。県としても、その点については十分理解するというので、今、じゃ、どういう対策があるのかというのをですね、現状を検証してもらった上で、対策について提案していただくようなことを県のほうと協議しているところでございます。

今回の雨が全流域にわたって河川が氾濫している状況がありますので、河川改修を今までどんどん進めてきておりましたけれども、実を言うと、それだけではもう対応は難しいんだという実情を検討してもですね——そこを痛感しているような状況であります。

じゃ、上流域を越水しないようにするためにはどうするのか、そこについてはちょっと今後、提案していただけるものと思っておりますので、さらに県のほうとは協議を進めて、できるだけこういった部分について対応できるように私どもも一緒になって考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ぜひよろしく申し上げます。

私のほうも地元選出の国会議員の先生、県議会の先生とお話をさせていただいた中で、やはり原状復帰はいかんやろうという意見を持たれておりますので、町のほうからも声を大にして訴えていっていただくことで変えることができるんじゃないか、また、我々も一生懸命そこら辺は駄目なんだというのを訴えていくべきだと思っておりますので、その辺のところはぜひとも声を大にして、もう一歩も引かないぐらいの気持ちでもって復興に取り組んでいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

また、そういった河川の流れの中で、今回、橋梁が相当ダメージを受けているというふうに思っております。現在、橋梁の破損、また通行止め等々の情報があればというか、確実に通れない橋もありますが、その辺のところの状況をちょっと申し上げます。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

橋梁については、現在、通行止めをやっている箇所について、草場、内田地区にあります松川原橋、その上流の鬼ノ淵にあります高山橋、さらには梯のところにあります内屋敷橋、その3か所についてが通行止めの状況となっております。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

その3か所が今、通行止めと。また、ほかにも、今現在では通行できるんですけども、ちょっと改修の余地が若干あるというような橋も多分あると思うんですね。そういった改修について、やっぱり生活に関わる橋となってきますので、どういう流れになるかというのはなかなか分からない部分があるかと思いますが、今現在どのように進めておられるのか、お願いたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

すみません、3か所と申しましたけれども、もう一か所、中島橋のところも現在、復旧に向けて作業を進めているんですけども、今はちょっと通行止めにしておりました。申し訳ありません。（38ページで訂正）

復旧の対応なんですけれども、一番最初に言った3か所については、国の国庫負担法に基づく公共土木災害に乗せて復旧をやろうとしていますので、これにつきましては災害査定を受ける必要があります。その災害査定を受けた後に復旧という形になりますが、橋梁でございますので、先に橋台、橋を支える台を造って、その上に桁を設置して通行できるような橋を造っていくような状態になります。ただ、河川の中を工事する事業でございますので、当然、雨の多い時期には工事ができない状況であります。恐らく2年にわたる工事ということになるかと思っておりますけれども、さらには、今回の被災の原因となった橋へごみが詰まってさらに越水を広げたというような状況もございますので、今、県、国に対して、そこの橋脚

部分をなくすことができないか、改良復旧できないかというようなところでの協議を進めているところでございます。

当然、災害査定については、その必要性、そこをのくすことができるかどうかの検討をしっかりと説明していく必要がありますので、そこに向けての協議を進めているところでございます。

災害復旧については、災害の査定後に一応事業実施という運びで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

早急な対応をよろしくお願ひしたいと思いますが、私も調べたところ、30メートルぐらいまでが最低でも2年、それ以上になると5年ぐらいかかる橋脚、橋台とか、真ん中の支柱とか、今そういった厳しい基準でもって橋を建てるというようなお話を聞きましたので、最低でもやっぱり2年はかかるというふうに思っております。やはり生活に関連した橋というものもありますので、その辺のところは早急な対応をお願ひしたいというふうに思っております。

次に、山間部等々の土砂崩れによって、河川へ相当土砂が流入しているかと思っております。そういった流入箇所、優先順位等々がこれから評価されていくものなのかというふうに思っておりますが、その辺の除去の対応については、今現在、どのように進めておられますでしょうか、お願ひします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

今回の豪雨災害が非常に広範囲でひどい状況であったために、流出家屋であるとか、災害ごみ、倒木等が河川内に流れ込みまして、橋脚に引っかかってさらに越水するという事態になっているところは先ほど話したとおりでございますが、規模も全流域にわたっていたこともあって、流出ごみも多かったことから、町長のほうから直接八女県土整備事務所長へ連絡を取っていただき、県のほうで一時的な除去をやっていただいております。

ただ、規模が大きかったことから、ごみのほうも散乱しているのも見受けられますし、広川についてはやっぱり井堰が多いという実情もありますので、上流部分では結構な土砂だまりも見えているところでございます。機会あるたびに八女県土整備事務所のほうには要望をしに行っているところでございます。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、7月27日に国、県への要望を行っているわけですが、その中でもしっかりと要望しておりますし、さらに、地元から要望書を頂いている分もありますので、それとあわせて、さらにその土砂撤去については要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ありがとうございます。

災害が起きて1週間ぐらいでしたっけね、合川線のところが何とか開通できる見込みができたというところで、そういった面でも、やっぱり県のほうも相当早い段階で判断をいろいろ下していただいているというところの話も聞いておりますので、やはりそういった情報を密にさせていただいて、一刻も早く土砂の撤去、また生活道路の確保というものをやっていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、先ほど質問のときにも最初に言ひましたが、まだ台風シーズンは終わっておりません。2次災害についての対応を今後どのような形で取られていくか、また、現状のままで取りあへず情報等々をやっていくものなのか、対応をどう考へておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思ひますが、全体的な今回の災害に対して。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の災害関係になります。まず災害対策本部の在り方というのを書いております。今回の災害では、住民からの問合せ対応とかで最終的な判断というのが防災担当課職員のほうに集中したため、大雨の状況とか今後の降水量、気象情報等の判断が把握できない時間帯がちょっとございました関係で、今後の災害対策本部につきましては、災害発生案件を対応する部門と全体的な管理、監視部門に分けて、情報発信を的確に行う部門とに分けて災害対応、対策本部の対応をしていきたいというふうに考へております。

以上です。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

道路、河川等の被災を受けた箇所は2次災害防止ですけれども、応急復旧の形で被災している、さらに増発する可能性があるようなところ、そこにつきましては大型土のう等をついたりして、さらに災害が拡大しないような一時的な対策は取っているところでございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

いろいろ対策をされているようです。やはり2次災害は起きてほしくないんですけれども、やっぱり備えはしていくべきなのかなというふうに思っておりますので、その辺のところの対応はしっかりとお願いしたいというふうに思っております。

それと、先月の末、国による激甚災害ということで、まだまだ皆さん御存じない部分があるかと思ひますので、国による激甚災害について指定をきちんとした形で受けたのか、もしくは、まだまだ閣議決定のところまで終わっているのか、そういったところをちょっとお尋ねしたいと思ひます。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

激甚災害の分につきましては、8月30日の日付で内閣府のほうから通知されております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

激甚災害を受けるということで、これからさらにいろんな意味で大変な作業が待っているかと思えますけれども、執行部のほうには一日も早い復興ということで、ぜひとも国と県ときちんと連絡を取り合ってやっていただきたいというふうに思っております。その辺はぜひともお願いしたいと思っております。

次に、先ほど答弁のほうにもありましたが、毎年水防計画が策定されております。この水防計画ですけれども、今回の役に立ったかどうか。今回はそれ以上の災害が起きたというふうに認識しておりますが、そういった水防計画が何らかの形で危機管理に問題はなかったか、お尋ねしたいと思っております。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

毎年水防関係の計画書については見直し等を行っております。

危機管理等に問題があったかという御質問については、ちょっと正直に答えることができませんが、今回の災害の検証を踏まえて、さらなる防災計画等の見直しは行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

作成した当初は問題はないだろうと思って作成するのが当たり前ですよ。最初から問題があるだろうなと思って作成するようなものは策定書とは言えませんので、問題ないだろうと思って作ったものが、やはりそれを上回る、人は勝てない部分の自然災害が起きたということで問題があったという考えの下で次の策定に移っていただきたいという意味で、ちょっと問題があったかという質問をさせていただきました。やはりそういった計画書というものは問題があったところで、問題があったレベルで持っていても計画書にはなるのかならないのかなとクエスチョンマークがつく部分がありますので、それを上回ることを想定した水防計画というものを今後考えていっていただきたいと。それをまた町民の皆様方にきちんとした形でお知らせするということが大事なのかなというふうに思っておりますので、その辺のところを踏まえた中でよろしく願いいたします。

次に、第1分団の詰所についてお尋ねいたします。

今回、第1分団の詰所が被害を受けておりますが、今後、第1分団の詰所をどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回、被害を受けました第1分団詰所につきましては、防災拠点施設への更新を令和6年から7年にかけて実施する計画で進めておりましたが、今回の豪雨によって大規模な被害を

受けました関係で、新たな場所への設置に向けて今年度より取組を進めております。

ただ、当面は現詰所を活用するため、最低限の修繕によって活用をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

川の横ということで、またいつ被災を受けるか分からないということもありますので、ぜひとも早い段階で対応をお願いするとともに、やはり気をつけて使っていただくしか今のところはなすすべがないのかなというふうに思っております。その辺の周知徹底をきちんと団のほうと取り合っていていただきたいというふうに思っております。

次に、ダム機能管理についてお尋ねいたします。

今回の豪雨によって、広川防災ダムはどのような形を取られていたのか。ある町民の方が放流をした、放流をしたと騒がれた方もいらっしゃいますし、土砂が相当たまって、本来のダムの貯水量以下になっているんじゃないかとか、様々な憶測が飛び交っておった中で、今回、広川防災ダムについてどのような状況だったのかというものをお聞きしたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

広川防災ダムにつきましては昭和47年にできまして、現在、51年が経過しておる県営の防災ダムになっております。

構造的なものを申しますと、貯水量が最高で99万トンたまるダムでございます。通常の維持管理につきましては、水位的なものは110メートルほどで管理をしておるところです。

今回の大雨対応についてですけれども、前日の9日に2名の職員を管理事務所のほうに配置しまして、翌日の大雨に対応するため、貯水容量を確保するための事前放流を行い、水位のほうを108メートルに落としておりました。最低水位が107.5メートルですので、ほぼほぼ下限値に下げたところとございます。

また、通常の大雨時のダム操作につきましては、ダムの水位や下流にございます知徳橋の水位データ、下流域の洪水状況等を見ながらバルブ操作にて放流を行っておりますけれども、今回の雨については下流水位の上昇するスピード、また、洪水、浸水の状況により、ダムを放流すれば、下流域の洪水被害が拡大していくとの判断から、バルブ操作での放流量の著しい増は行っておりません。ダムに貯水、ためる判断をしておりました。しかし、最大120トンを超える流入により、ダムの最大貯水量をはるかに超え、越流堤と呼ばれます洪水吐のほうから9時14分に自然越流をしているところとございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ありがとうございます。

ダムの管理については、極力我慢して、我慢して、我慢して放流を免れたと。そのおかげで下流の被害が、災害はあったにしろ、被害を大分食い止めることができたと認識してよろ

しいかというふうに思っておりますが、やはり広川防災ダムといっても、大きいか小さいかと言えば、そう大きいダムではないのかなというふうに思いますが、今回はそういった事前対応ということで、職員さんも頑張ってもらったということで、今後もそれにおごらず、これをやったからいいんじゃないかと、何か起きそうなときには、やっぱり事前に予測をした中で、広川防災ダムについては管理をしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、井堰についてお尋ねいたします。

今回の災害で河川の越水と井堰の関連性があったかどうか。また、利用されていない井堰の数と撤去を考えておられる——ちょっとすみません、時間もあれですので、まとめて質問をさせていただきます。利用されていない井堰がまだ町内にはあるかと思いますが、その辺のところは県と撤去に向けて何か協議をされておるか、また、今後の井堰の統廃合について答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

現在、町内の県営河川にあります井堰の数につきましては、広川のほうは31、長延川が11、高間川が4の計46の井堰がございます。ほぼ全ての井堰が農業用水の取水堰として利用されており、地元の水利組合で管理をいただいております。しかし、近年の水田の宅地化、また、受益面積が減っていることや、農家の高齢化や、減収によって水利関係者が少なくなっている現状でございます。

上広川の五ヶ村水路や圃場整備地内へ揚水する井堰にあっては受益者が多数いらっしゃいますけれども、受益面積が少なく、数名の受益者の井堰にあってはなかなか管理が行き届かず、通年にわたり差蓋が設置されたままとなっており、そこに土砂が堆積し、河床が上がり、寄州ができていくなど、河川断面を小さくする一因となっております。また、大雨の際はどうしても工作物である井堰が支障となって水位が上昇する原因となっているのが現状です。

現在、長延川の井堰の統廃合計画を役場周辺で進めております。今年度にあっては、役場駐車場の上流側にあります古賀井堰、こちらのほうを転倒ゲート化を図るところでございますけれども、今後、ほかの地区の井堰、広川の井堰の統廃合計画につきましても、河川管理者であります八女県土整備事務所等と協議しながら進めていくべきだと考えております。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

渡邊前町長のときにもおっしゃられたんですが、広川は河川に井堰が多過ぎると。だから、その辺のところはやはり見直していくべきだということをおっしゃっておられました。氷室町長におかれましても、河川の井堰、必要なものは必ず残さなくちゃいけないんですが、統廃合できるようなものは統廃合して、井堰による河川の被害等々がやっぱり発生するおそれというのは絶対ゼロじゃございませんので、その辺のところを引き続きやっていただきたいというふうに思っております。

次に、情報伝達について移らせていただきますが、今現在、様々な情報発信ツールがあるかと思いますが、今回の大雨によって防災行政無線はあんまり聞こえなかった、また、どう

やって情報を仕入れていいか分からないという方もいらっしゃったというところで、なかなか情報の伝達というものがうまくいかなかった中で、今後も現在の情報ツールでいくかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

町の防災情報の伝達につきましては、これまで防災行政無線や町のホームページ、あとは県の防災メールなどとしておりましたが、平成24年の九州北部豪雨以降に新たな見直しを行いまして、ファクスや音声による情報発信ができるような情報配信サービスを供用しております。

また、平成28年度には、テレビのテロップのほうに掲載できるLアラートの運用、令和3年には公式LINEの導入、それと、携帯端末など電子機器を持たれない方たちのためにdボタンの運用という形で情報配信のほうを努めております。

ただ、これ以上の分についてはまだこれから検証していかなければならないというふうには考えておりますけど、現在あるこのdボタンの運用、要はテレビをつけるだけで情報が取られるようなこのdボタンの運用を地域の方のほうにもうちょっと周知を徹底していきたいというふうに考えております。

また、あわせて、自主防災機能の充実度を図って地域で情報を伝達してもらうような流れというのも今後の協議の中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

今、課長から答弁いただきましたが、様々な情報網ツールがありますね。私がある高齢者がおっしゃられたことで目からうろこといったらいいのか、びっくりしたことがあります。逆に、あんまりあり過ぎと言われました。あれもこれも、あれもこれもになってくると、どれがほんなごとでどれがじゃい分かんという言葉もいただきました。そこで本当に、ああと思った中で、今回のこういった未曾有の大災害ということを契機にといったら申し訳ないんですが、やはり後でも申し上げるところであります。情報網というものはあんまりあり過ぎていいかんのかなと。じゃなくて、情報網をきちんとした形で町民の方に利用していただくすべを取っていくほうにウエートをかけたほうがいいのかというふうに思われました。

また、課長の答弁でテレビのdボタン、先日ちょっとお話しさせていただいた中で、高齢者の方はdボタンつきのリモコンをあんまり使われたい。簡単リモコンというのが今ついてくるので、そちらを利用される方がいらっしゃいます。という、そのdボタンがついているのは、いっぱいボタンがついている中でdボタンを探さなきゃいけません。dボタンはまたちっちゃいんですね。だから、dボタンも確かにいいかと思えますけれども、やっぱりそういったところも考えていかなきゃならないのかなというふうに思っておりますので、その辺のところも検討していただいて、今後の情報についてやっていただきたいというふうに思っております。後でまたちょっと自助の部分でお話をさせていただきますので、そこで終わり

たいと思っておりますが、ほかにそういった情報を——大雨警報が出るたびに避難情報が、いろんな情報が出されます。もう慣れになっている部分があるのかなということで、避難してくださいと言われても、大丈夫大丈夫、まだよかじゃんといって避難されない方というのが正直いらっしゃるというふうにお聞きします。そういった方への対応、なかなか難しい部分があるかと思いますが、私も防災に携わっていた時代に、やはり大丈夫といって避難されなかった方を後からおんぶして避難させたという経験もございます。そういったところを今後どう捉えていくべきなのか、どう対応していくかというのをお答えしていただければと思います。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

気象庁等からの判断、情報によって避難判断基準を設けておりますので、この判断基準に基づいて、発令等は町から必ず行ってまいります。また同時に、先ほどからお話をさせていただいておりますが、自主防災組織の機能、こういったものを強化させていただいて、自助と共助、こちらの両面から避難行動を取っていただくように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

いろんな意味で、情報というものを頻繁に出せば出したでそういったおごりが出てくる、出さなかったら出さなかったでまたちょっと違うことになってくるという、なかなか難しい部分があるかと思いますが、大変だろうと思えますけれども、情報を仕入れる方が一人でも多くなれば、こういった対応が、ウエートが少なくなるんじゃないかというふうに思っておりますので、一人一人の情報の供給側が、やはり一番供給を受ける側が頑張ってもらえないのかなという部分は少なからず思うところがありますが、その辺も踏まえた中で、やっぱり発信の重要性というものを訴えていただかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

そういった情報の中で、今回、道路の通行できない箇所の情報というものが乏しかったというふうな話があります。そういったところの情報の発信というものは、今回どのようにされたのか、お願いいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

今回、幹線道路の多くが水につかって通れない状況になっておりました。ただし、浸水の状況が一気に上がって下がっていくというような状況もあって、なかなかそれを通行止めという形で発信するのが難しい状況もあっております。それで、国道3号に至りましては国土交通省が管理しておるので、そちらで通行止め等の対応はするわけでございますけれども、実質的には通行止めを道路管理者がやっていたわけじゃないです。たまたま通った方が前に水がたまって通れないということで車が動けない状況、それをつくり出して、結局は通行止

めの形になってしまった状況もあります。

それで、正式に通行止めを行う場合は迂回路の確保であるとか、警察、消防、関係機関への連絡、そういった周知をやった上で実施するので、どうしてもホームページで周知することになってしまいます。そういったことを考えますと、なかなか急に対応ができないような状況もあります。

今後については、やっぱりできる限り情報提供をするようには努めたいと思っておりますけれども、そこら辺について、今後、町のほうで検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

ある程度の要所のところの通行止め情報だけでもあれば、もう動かんよねというところもあったので、その辺のところはやはり今後考えていただいて、こういった大雨のときに出て回らないというのは原則ですけれども、やっぱり出ろう出ろうとされる方も中にはいらっしやいますので、その辺の情報伝達というものも今後考えていただくようお願いいたします。

それと、情報ということで、今回、情報の連絡不足なのか、伝達不足なのか、分かりませんが、社会福祉協議会の車両も水没して10台程度使えなくなったという話だったんですが、その原因と今後の対策についてお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

社協の車両の件につきましては、保健福祉センター北側を流れます長延川の溢水によりましてセンター周辺が冠水しており、前回つかったときの教訓から、防水板の設置工事を行いまして館内への流入の被害は免れたものの、社会福祉協議会の所有する車両について、駐車場に止めておりました13台中13台が浸水し、そのうち10台が廃車となっております。

前回の4年前の車両水没以降、大雨が予想されるときには事前に車両を役場駐車場に移動させるなどの対策を行っておりましたが、7月10日の大雨に関しましては、連絡、連携が取れていなかったという状況でございます。

今後再びこのようなことがないよう、社会福祉協議会職員にも緊急時の町職員メールへ登録させるとともに、今後の情報共有と連携を密に取ることでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

今回の水害の1週間前は、きれいに農協に止めてありましたね。本当にすごいなとそのとき思ったのですが、その後、まさかまさかと思った情報として、そういった形で水没したと。本当に残念でなりませんので、今後きちんとそういったところの連絡発信はやっていただいて、被害がないように講じていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、各地域の自助、共助についてお尋ねいたします。

各行政区には自主防災組織があると思いますが、先ほどもそういったいろいろな自主防災組織という名前が出てきておりますが、各行政区において連携の誤差があったかと思いますが、町内においての自主防災組織の動きについてどのようだったかをお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

7月10日当日、午前8時半頃から各行政区長さんのほうへ連絡を取りまして、地域での自主防災活動、また、高齢者等の避難のそういったものをよろしくお願ひしますということで対応させていただいております。自主防災組織、実際、広川町のほうでは23組織、その当日は活動をしていただいているという状況です。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

23組織に活動していただいた。その中でも、やっぱり若干むらは出てくるかなというふうに思います。

そうした中で、やはり自主防災組織の在り方というのは、そこその行政区においてやり方がいろいろあるかと思いますが、自主防災組織というものは何ぞやというものをもう一度見ていただいて、改良をするべきところは改良していただく、また、実際に動くところは動くような流れをきちんとした形で作っていただくということを再度見直していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

そうした中で、やはりそういった地域においての活動というもので一番大事なところというのは、私はもう常に地元の行政区とかでも申しておりましたが、自助、この意識がなければ何事も進まないというのは、本当に私は思っております。ただ、自助、自助、自分の身は自分で守れという言葉あまり使いたくはないんですけども、やはり自分の身は自分で守るという信念の下でそれをしていただかないことには共助も公助も上回ってできないというふうに私は思っております。

なぜまた強くここで言うかと申しますと、先日、総務産業常任委員会の研修で気仙沼のほうに行ってまいりまして、津波の伝承館の館長さんがいらっしゃいまして、その方からお話をいただきました。やはり自助というものがどれだけ大事なのかというものを津波のときに感じさせられましたということで、その被害を受けた——全面的に被害を受けられたんですが、今回の総務産業常任委員会の研修の報告をまた最終的にさせていただきますけれども、やはり防災に対して一番頑張っていた行政区が一番死者が多かったと、本当に残念なことだと、それだけ自助というものの意識も高かったところが一番亡くなられた方が多かった、残念ですというのを本当におっしゃっておられました。

そういったもの、水害と津波は似たようなものだと私は思うんですね。ですから、やはり自分の身は自分で守るという意識をつけていただく、それがそれを発信するすべにもなってくると思いますので、携帯電話を持って情報を入れるというものも自助なんですね。何も自

分でここに行かやん、あそこに行かやんて思うことだけが自助じゃなくて、情報を仕入れることも自助だと思うんですね。ですから、そういったものをもう少し町民の皆様方に分かりやすく発信していかなきゃいけないなというのを本当に今回の災害で思わせていただいたところでございますので、その辺のところも踏まえた中で、自助の大事さというものを担当課のほうから、もしくは執行部全体で町民の皆様方に周知をしていただければというふうに思っておりますので、これは要望としてお願いしておきます。

それでは次に、要介護者について個別の支援計画があるかと思いますが、行政区との共有は今回の災害によってどのような形で行われましたでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

災害時に自力での避難が困難で、家族等の支援者がおらず、避難の支援を希望された方は52名いらっしゃいますが、その方に対しまして災害時要援護者台帳への登録とともに、個別の避難支援計画を策定し、その台帳、個別支援計画について、区長、民生委員及び消防署、警察署と共有するとともに、毎年個別の状況の確認と見直しにより更新を行い、情報共有を図っているところでございます。

今回の7月の豪雨災害におきましては、その後、調査しましたところ、個別支援計画を策定している要援護者52名のうち、支援者からの避難の呼びかけがそのうち20名に対して行われておりますが、実際に避難所に避難をされた方というのは1名という状況でございました。

今後、さらに詳細を調査、検証し、見直しを行い、避難支援者や関係機関と共有しながら、今後の避難支援に対する構築に向けて取り組んでいくこととしております。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

その要援護者については、今、行政、警察、消防署のほう、そういったところで、やはり地域活動に一番根づいている消防団のほうへの要援護者への情報発信というものは大事じゃないのかなど。個人情報がありますので、一概に簡単にはそういうふうなことを言えないかもしれませんが、やはり一番地域に根づいた消防団に対して情報提供ができるようなすべをすれば、そういった要援護者に対する発信というものが迅速にできるんじゃないかと思いますが、その辺のところはどうお考えでしょうか。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

要援護者への情報周知、こういったものをちょっと再度確認をさせていただいて、消防団幹部の方、こちらの方への周知が可能かどうかというのはちょっと要援護者一人一人に確認して対応していきたいと思っております。

やはり個人情報となりますので、制度的には消防署と、消防に入ることとなりますが、詳細な明細まではうたってありませんので、団の幹部の方たちで情報共有ができるかどうか、こういったものはちょっと再度検討していきたいと思っております。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

やはり地域に根づいた人のほうが地域のことをよく理解していらっしゃると思いますので、ぜひともその辺のところも踏まえた中で検討をお願いしたいというふうに思っております。

時間がないので、ちょっと早口になっておりますが、次に、職員の健康管理についてお尋ねいたします。

職員の皆さんたち、本当に今回の災害で大変御尽力を賜っておるというふうに思っておりますが、今回の7月が幸か不幸か、7月に人事異動があった後の大災害ということで、職員さんのほうもなかなか慣れない課、係での災害対応という形になっておりましたが、今後、そういった職員さんの中での気持ちのケアをどうやられたのか、それと、このような災害時の有給とか代休の在り方、また、職員さんの代休に対する把握はされているのか、そういったところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

職員の健康管理につきましては、通常の業務をやりながら災害の対応ということで、また、その対応のほうもこれまでに経験したことがないような対応で、発災当初からなかなかその全容がつかめない中で対応させていただきまして、健康管理につきましては、個別に対応することは正直できませんでした。ただ、毎日の会議の中で、災害対応を当然優先していくが、一部の職員にその業務が重ならないような指導、それから、他市町村の応援とか、民間の力を活用しながら災害の対策に当たるような指導を行ってきたところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

その辺のところを今回、もう本当に経験したことがないようなことですので、職員の健康管理、またはそういった勤務の在り方、働き方等々が今、厳しくなっている中で、気持ちは皆さんお互いに一緒だと思いますけれども、やはり健康管理が一番大事な部分になってくると思います。そういったところも踏まえた中で、町長には慰労も踏まえた中で職員の奮起を促していただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう時間がないので、最後に統括して町長に伺います。

今後も踏まえ、この災害対応もろもろに関しましてどのように動かれていくのか、いま一度よろしくお願ひいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

災害対応につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、複数年にわたる事業であつたりということになります。

私は5月22日に就任して2か月もたたないうちにこの災害に直面したわけですので、与えられた1期4年間をしっかりと災害復興に努めていく期間とするということを約束申し上げたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

8番光益良洋君。

○8番（光益良洋）

これで質問を終わりたいと思いますけれども、今回の豪雨において、各市町村より多大なる御支援をいただき感謝するとともに、ボランティアに来ていただいている方々に重ねて感謝を申し上げ、一日でも早く復興できるように、私も執行部と共に活動し、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番丸山修二君の登壇を求めます。

○7番（丸山修二）

7番丸山修二です。それでは、通告に従いまして、厚生文教常任委員会を代表いたしまして、7月の豪雨災害関連、光益議員の質問以外の分野につきまして質問をさせていただきます。

7月10日の明け方以降に九州北部で線状降水帯が発生しまして、記録的な豪雨となり、甚大な被害が発生しました。本町においても昭和28年の豪雨、いわゆる28災以来70年ぶりの大災害となっております。まずもって、今回の7月豪雨により亡くなられた方に御冥福をお祈りいたします。また、被災されました町民の皆様方に深くお見舞いを申し上げます。

今回の質問の1点目ですけれども、避難所への避難状況、運営関係であります。

朝の避難ということでありましたが、猛烈な雨が降る中での避難指示となりました。避難状況はどうだったのか、また、避難所運営での問題はなかったのか、お伺いをします。

次に、2点目は災害ボランティア関係で、多くのボランティアの方々が暑い中、災害支援作業に御協力をいただき、本当に感謝しております。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

今回、初めてボランティアセンターが開設され、ボランティアの受入れ、支援作業の運営をされておりますが、取組状況はどうだったのか、課題があったのか、お伺いをいたします。

次に、3点目は被災者支援の手続、支援状況関係で、多くの被災者がおられる中、手続はスムーズに行われたのか、支援制度の利用状況はどうなのか、お伺いをします。

次に、4点目は豪雨等における学校の対応関係で、今回の豪雨において登下校、休校等についての対応はどうだったのか、また課題はあったのか、お伺いをいたします。

あとはまた質問席でお伺いします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

丸山修二議員の御質問にお答えをいたします。

まずもって、厚生文教常任委員会の皆様方の質問の取りまとめに御配慮いただきましたことを改めて感謝申し上げます。

令和5年7月10日に町内の多くの地域に被害をもたらした大雨では、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報が広川町に対して発表されております。町災害対策本部では、避難所の開設を行い、高齢者等避難を発令し、続いて避難指示を発令し、全行政区長への連絡をはじめ、町のシステムによるメール等の配信、報道機関への連絡を行い、情報周知や避難誘導等に取り組んだところでございます。

ただ、先ほどの光益議員の回答でも申し上げましたとおり、情報伝達や避難所運営機能が十分でなかったとの反省もございます。反省すべきは反省し、しっかりとした検証による改善を進め、今後の防災・減災対策に取り組んでまいります。

被災者への支援につきましては、今回の大雨では住家の倒壊、半壊、一部損壊が147件と大規模な被害となったため、国の災害救助法や被災者生活再建支援法の指定を受けております。これらに基づき、各種被災者支援制度の実施や住宅修理等に関する相談窓口の設置など、被災者の生活再建のための支援を行っているところでございます。

加えて、広川町独自の支援として、広川町災害見舞金や暮らし支援金、生活移動手段支援金、税等の減免制度、就学支援制度などを設け、被災者の一日でも早い生活再建の支援に努めているところでございます。

また、災害ボランティアセンターにつきましては、町と社会福祉協議会との間で締結している災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定に基づき、発災直後の7月12日に設置して準備を進め、15日より活動を開始するに至っております。当センターにおきましては、各方面の多くの方々から御支援、御協力をいただきまして、地域の被災者ニーズに寄り添った復旧、復興に取り組んでいるところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

それでは、引き続き丸山修二議員の御質問にお答えいたします。

豪雨等への対応として、学校では、各学校で作成し、毎年度見直しています危機管理マニュアルの気象災害への対応の項目の中で、登下校時の安全確保や職員の具体的な動きなどについて定めています。

しかしながら、このたびの大雨に際しましては、臨時休校の判断や連絡等に一部混乱が見られ、保護者の皆様に大変な御心配と御迷惑をおかけしました。その反省と課題については各学校とも共有したところでございます。自然が相手であるため、様々な事態が生じることも十分に考えられますが、今後は大雨、台風、地震等に適切に対応してまいります。

私からの答弁は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

それではまず、避難所関連について質問をいたします。

7月10日の朝は、町指定の避難所として上広川小学校、役場4階展望スペース、町民交流センター、下広川小学校の4か所が開設されておりましたが、豪雨状態の中で何名が避難されたのか、また、各地区公民館の開設状況はどうなったのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

町の指定避難所につきましては開設4か所、延べ22世帯36名の方が避難をしていただいております。

また、地区の避難所につきましては14施設、17世帯の24名が避難をされている状況となっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

大きな被害があつておまして、本来ならば、まだまだ避難される方が多いのではないかと考えておりましたけれども、やはり急激な浸水によって避難ができないという状況だったのではないかなと改めて考えております。

次に、地区公民館の関係ですけれども、避難所の開設につきましては、区長さんに運営を委ねておられると思いますけれども、公民館に避難に行った方が、公民館が開いていなかったという方がおられたそうです。各行政区の避難所開設につきまして、町としては行政区とどのような協議、または指導をされていたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

各行政区長さんへは年度初めの会議のときに避難所の開設の依頼などを行っております。また、先ほど回答いたしましたとおり、大雨当日にも開設の依頼などをさせていただいておりますが、やはり地区によっては浸水がない地区もございますので、現段階では地域のほうで開設されてあるのが14か所というふうな状況となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

先ほども申しましたように、今回、大変な豪雨であつたということで、やはり私の住んでいるところについては大きな川がないということで家屋の浸水等はなかったんですけども、水路という水路があふれて川のように流れていった状況もあるわけなんですよね。本当にびっくりしたような状況です。だから、河川とか、そういうのあるところについては本当に大変だったなと思います。

やはり今回の事態を検証されて、地区公民館の開設、町の避難所はさっき言われたようにありますけれども、やはり近いところ、また、かつ安全な場所ですね、つかるといふような公民館

ではちょっといけませんので、そういうところについてはやはり再度検証していただいて、きちんと行政区のほうと協議をお願いしたいと思います。

続きまして、2018年の西日本豪雨以来、ペットと一緒に避難ができる避難所を開設する自治体が増加しております。本町におきましても、ペット持込み可の避難所が古墳公園資料館で開設されるということで説明を受けておったわけですが、今回は開設されておりました。開設されると思いこの古墳公園資料館に行かれたそうですが、閉まっていたということで、ほかの避難所のほうに行かれたという方がおられたそうです。開設基準としては特別警報発令時、またはこれに相当する場合というふうなことで古墳公園資料館の場合となっておりますけれども、ほかに何か開設基準があったものか、また開設がされていなかったのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

ペット同行避難所につきましては、平成3年度に古墳公園資料館のほうを設定しております。開設基準につきましては、先ほど言われるように、特別警報、またはこれに相当する場合と定めております。

今回の大雨につきましては、開設準備までは行っておりましたが、町のほうへ連絡された大型犬、こちらの方についてはキャンセルの連絡がありましたので、準備はしていたものの、開設までには至っておりません。

ただ、この特別警報級と定めている判断基準というのが妥当か否か、ちょっとそちらのほうは今回の大雨の被害を検証して検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

開設基準である特別警報発令等によって開設するというふうなことになっておりますけれども、やはりその辺についても課長が言われたように、私ももう少し検討をするべきじゃないかと思えます。

それから、基本的には犬とかにつきましてはゲージ等が必要ですが、こういったゲージというのは古墳公園資料館のほうに設備として備えてあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

ゲージについてはペットを飼ってある方の持込みで対応させていただいております。

すみません。先ほどペット避難所の設定を「平成3年」と言いましたが、「令和3年」の間違いでした。訂正いたします。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

ゲージについては各自飼い主さんが持ってきてもらうようにということです。

この件につきましては、台風とか、予測されるようなことについては事前にゲージを持ってきてそこで避難されておくということですが、今回のように豪雨という場合、緊急にどんどん水かさが増えてくるという中で、ゲージまで持ってくるというのはなかなかこれは厳しいことじゃないかなと思いますので、やはり今回の状況を踏まえたところで、ゲージぐらい、数量はそんなに多くなくてもいいと思うんですけれども、そういうふうなことについてはやはり備蓄じゃないですけれども、そこに常設ですね、邪魔にならないところに保管しておくとか、そういうのは必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

その点の指摘につきまして、我が衛生班長会で20台確保しております。災害があれば企画課長、いわゆる災害対策本部から要請があった段階ですぐ持っていけるようには対応しておりますし、広川にありますうめまる動物病院の先生のほうの協力も得ておりますので、その点の第2次フォローは計画しております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

ありがたいことです。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、避難所へ避難される方は食料とか、飲み物とか、生活必需品を持参するように通知がされております。今回のような豪雨では急激に浸水する状況となり、避難準備ができない状況であったと言われております。避難所にも災害時の非常食、飲料水、備品等の整備がされていると思いますが、どのくらい常備されているのか、また、今回、備蓄されている飲料水、非常食等の使用はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

各避難所に設置している備品につきましては、防災計画書のほうで毎年お知らせさせていただいておりますが、飲料水等、保存用飲料水を保存しております。ただ、食料品については備蓄はしていない状況となります。そのほかに毛布等の設置や、あとハロゲン投光機、そういったものも設置をしているという状況です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

それでは、先ほど申しましたように、緊急に避難されたというケースもあろうかと思しますので、飲料水については備蓄したものを出されるということですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

次に、豪雨当日は国道3号が浸水して通行できない状況になっておりました。このような状況の中で、3号バイパスの必要性をひしひしと感じているような次第でございます。

さて、通行中の方は道路情報が全く入ってこないと、また、避難はどうしたらいいのかと混乱されたと聞いております。何か情報伝達方法がないかと思っております。

ただ、先ほど話があったように、なかなかそういった状況の中では伝達というのは難しいかなと思います。

今回のような通行止めが生じる状況におきまして、隣接する久留米市、八女市の避難所ですね、避難する場合の避難所が効果的に連携してできないのかなということをちょっと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

自治体が運営します避難所につきましては、町外の方でも利用することができます。今回の大雨でも星野村の方が地元のほうでは怖いということで、上広川小学校まで自分で避難所を検索され、来ていただきまして、避難支援をしております。

災害時の各市町村の避難所開設状況については、県の防災ホームページのほうで地図上で掲載されますので、災害の種類によっては避難所の開設場所が市町村ごとに違いますので、そちらのほうで確認をしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

なかなか急な事態ということで、避難場所をどこに探すというのは、これまた伝達方法等も難しいんですけれども、先ほど例で星野村の方が来られたということで、今後もやはり機会があれば隣接市のほうと協議をされて、お互いに避難者を受け入れようということでまた御協議方をお願いしたいと思います。

次に、災害ボランティア関係について質問をいたします。

今回、町と社会福祉協議会において災害ボランティアセンターの設置運営等に関する協定が締結をされまして、社会福祉協議会が運営を担っておられますが、今回は大災害で被害家屋も多く、社会福祉協議会の体制では、通常業務もあり、ボランティアセンターの運営が本当に厳しかったのではないかと思います。具体的にはどんなふうな対応をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

7月15日より活動を始めました災害ボランティアセンターですが、これまで町内外から1,355名のボランティアの方に来ていただきまして活動いただいております。被災住宅への活動件数は196件に上りまして、支援世帯数は93件となっております。

その運営体制の課題につきましてですが、初めての災害ボランティアセンターの設置ということもありましたが、福岡県社会福祉協議会や他市町村の社会福祉協議会など、延べ34日間、10団体延べ231名の職員派遣を受けております。また、そのほか団体やNPOからの協力も受けながら運営がなされているところでございます。

毎年県内のどこかの市町村で大きな災害が発生している状況でございますが、ふだんより社会福祉協議会同士で相互の応援体制、連携が取れていることもあり、今回の災害においても迅速な連携が図られ、対応いただいたということでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

今回の災害ですね、やはり広川町でも初めて社会福祉協議会がボランティアセンターの運営を任されて、本当に何も無い状況の中で被災者支援をされたということで、また、各団体、各市町村に御協力をいただいて、本当に感謝をしているという状況でございます。本当にありがたいことです。今後もまたそういった協力体制の継続をお願いしたいということで思っております。

それから、7月15日からボランティア活動が開始されておりまして、現在もまた進めておられる状況でございます。ちょっと言われたかと思えますけれども、ボランティアの現在までの依頼件数とボランティアの人数についてもう一回お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

災害ボランティアの活動件数につきましては196件、支援世帯数では93件となっております。現在のところ、残り件数は1件ということになっております。活動いただきましたボランティアさんにつきましては、これまで1,355名ということでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

続きまして、床上浸水等におきまして、家の中の泥のかき出し、家財道具等の撤去などに多くの資機材が必要となるわけですが、もともと社会福祉協議会には備蓄はされておらなかったと思います。短期間でどのような形で調達されたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

災害ボランティアセンターのほうでは、多くのボランティアさんに土砂のかき出しや家財の運び出し、清掃など活動をしていただくに当たりまして、社会福祉協議会が備えている備品、また、町からの貸出しでは足りない資機材等が多くありましたが、福岡県社会福祉協議会を通じまして、他市町村の社協や災害支援団体などに呼びかけを行っていただき、計11団体から貸与をいただいたことで順調に活動を行えている状況でございます。また、飲料水や氷、消毒用アルコールなどの支援物資も企業、団体等から寄付をいただいたところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

やはり資機材とか車両とか、そういうものがないと現実的にはなかなかその作業ができな
いということで、周りの団体等から資機材を調達されたということで、本当にありがたく
思っております。

今後、このような災害が発生するおそれは十分あるわけですがけれども、今後の災害に備え
て資機材の備蓄につきましては考えてあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

今回、県内の社会福祉協議会との連携によりまして調達することができましたが、大雨災
害というのが広範囲に多くの市町村にまたがった災害で、どこの市町村でもそういった物
資が必要ということで、なかなか調達ができない可能性も今後ありますので、今回の検証を
したところで、また関係機関等との協議を行っていききたいとは考えておりますが、現時点で
は今回のような社会福祉協議会同士の物資、また、支援団体等からの対応等を行っていただ
きながら対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

分かりました。

続きまして、多くの被災者の方が支援作業を求めてあり、献身的なボランティア活動によ
り、現在、一部を残して大部分の作業が終了しているということで聞いておるわけでござい
ます。

ボランティアにつきましては、土日は仕事をされているという状況もございますけれども、
土日は支援者が多いが、平日になると少なくなるという状況があります。平日のボランティ
アについてはどのような確保をされたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（才所潤一）

ボランティアの確保につきましては、どうしても平日が少ない状況にございました。土日
祝日になりますと、多い日で100名近く来ていただいた日もあるんですが、平日では10名足
らずという日もありました。平日が少ない状況にございましたが、企業、団体等に呼びかけ
を行っていただいたり、夏休み期間中でもあったことから、小・中学校や高校、大学に呼び
かけを行っていただきまして、教職員の方や学生さんにも活動に来ていただいたという状況
でございます。

今回の教訓によりまして、平常時より各種ボランティア団体と有事の際に活動につながる
ネットワークを構築するなど、関係機関と連携、協議しながら今後に生かしていきたいと考
えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

先ほど申しましたように、やはりこういった災害が今後も発生する、また、広範囲になるかもしれないというような状況で、被災された方の家屋等、復旧を急がないと生活が困難になるということで、ボランティアの確保は本当に重要だと思いますので、この件につきましては、今回の件を検証していただいて、すぐにも対応できるようなボランティアの確保等、御検討方をお願いしたいと思います。

次に、被災者支援関係について質問をいたします。

支援金等の手続で、罹災証明があるにもかかわらず必要書類が多い、また、非常に複雑で不便さを感じたと被災者の方が言われていたそうです。スピーディーな手続を求める被災者の声があったようですが、申請手続の状況はどうだったのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

申請手続の件数とかでよろいですか、手続の状況。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

事務手続の流れの状況がどうだったのかということでちょっとお願いします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の支援の内容につきましては、国、県の制度に基づく支援の申請等が多くございます。やはり制度に基づき対応をしているため、複数の書類の記入等で煩雑なものがあるのかなというふうには感じております。

ただ、町の支援の中にも罹災証明を必要としない別の証明で発行するような支援というものもあるので、やはり支援の内容によっては、住民の皆さんに対してちょっと煩雑さを感じる部分というのが多々あるのかなというふうには思っております。

ただ、町としましては被災者への支援というのをやはり第一に考え、スピーディーな対応という形で手続を心がけておりますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

やはり被災者の方は自分のところが被害を受けて心が折れておられるような状況がございまして、また、手続上、実際、事務手続が必要ということで、当然必要な書類については作成が必要だと思います。しかしながら、被災者から見れば、なかなか複雑で時間がかかるというようなことをおっしゃっているようですので、何かもう少しスピーディーになるようなことも考えていただきたいということで思っております。

次に、被災者に対する各種の支援制度があるわけでございますけれども、現在までの状況はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の災害の分での支援内容ですけど、災害見舞金につきましては、申請対象のほうが無災証明の発行区分によってちょっと違いますが、申請者が127名現在いらっしゃいまして、121名の方に交付をしております。また、暮らし支援金につきましては、127名申請中、交付が121名、生活必需品の供与については、申請者83名に対して、現在が45名という形で交付のほうをしております。また、生活移動手段の支援金、こちらは自動車の分になりますが、現在申請者のほうが45名ということで、まだ交付のほうは行っておりません。また、住宅支援としまして各相談窓口を設置しまして、現在、各住民の方からの住宅支援の相談等を受けているという状況となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

やはり被災を受けた方については何らかの支援を望まれていると思いますので、早急な対応をお願いしたいと思っているわけでございます。

それから、床下浸水の関係ですね。床下浸水についても被災の状況がいろいろその現場で違うかと思えます。中には土砂の流入もあるかと思われそうですが、今のところ、床下浸水では見舞金等の支給等はないわけですが、これについてはどう考えてあるのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

企画課長。

○企画課長（井上新五）

今回の大雨災害につきましては、床上浸水から家屋の倒壊までという形で住宅被害というのが多く、日常生活に支障を来してある避難者という方も現在多くいらっしゃいます。町としましては、床上以上の家屋復旧には支援額以上の費用というものが必要となりますので、床上浸水の家屋の被災者に対して手厚く支援をしたいというふうに考えております。やはり一日でも早い日常生活に戻っていただくことを考えておりますので、今回の住宅、住家の支援につきましては、床上浸水以上の被災者ということで考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

ただいま課長の答弁がありましたように、やはり被災者の支援ですね、特に床上浸水というのは大変な被災になっております。

ただ、床下浸水でも本当に床上近いところまである方と、少量の水が流れたということで状況が違うと思いますので、床下浸水でも何らかの基準等を設けられて、見舞金も、それか

らちょっと下げたところの見舞金とか、そういうのはできないのかなということで思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

先ほど企画課長がお答えしましたように、今回、被害の状況を把握できていない時点から、どのような生活再建の支援制度が必要かということについては内部でも十分協議を重ねたところでございます。その中で、先ほどありましたように、限られた財源を広く薄く配布するのか、あるいは被害が大きかったところに手厚くするのか、そういったことも含め協議を行ったわけでありまして、床下浸水の被害を受けられたところにつきましては、何もないわけではなくて、消毒液の配布であるとか、竹炭の配布であるとか、あるいは災害ごみの無料搬出であるとか、そういった支援を行うことによって暮らしを取り戻していただきたいというところがありましたので、判断としては、被害が大きかったところに手厚く財源を振り向けることによって生活再建を急いでいただきたいと、そのような判断をしたところでございます。

ただ、最終的に今被害の全容がはっきりして、これから検証を進めてまいりますので、今後どのような支援が適切だったのかも含めて検証していきたいと思っておりますので、その点で御理解いただければと思います。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

ただいま町長のほうから答弁がありましたように、やはり検証しながら、実態はどうだったのかと、また、本当に見舞金等が必要かどうかは、今後の課題としてよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、全員協議会のときに商工業者等の被災ですね、そういった被災事業者に対する支援について検討をされるような話がちょっとあったわけですが、これはどのように検討されているのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

商工業者向けの支援ですけれども、福岡県のほうで中小企業、また小規模事業者を対象としました、被災した建物等の施設や機械設備等の復旧費用を支援します中小企業事業再生支援補助金が立ち上がっております。また、販路開拓など、新商品の開発などに取り組みます被災された小規模事業者に対する国補助金の上乗せ支援がございまして。

現時点では、町単独の支援策というのは考えておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

やはり事業者の工場とか倉庫等、土砂が入ったりとかいうところもあるようです。これは

また、町以外のほかの施策として検討されておりますけれども、先ほどの床下浸水と一緒にすけれども、今後の課題として検討していただくということでお願いをしておきたいと思っております。

次に、豪雨等における学校の対応関係について質問をいたします。

当日の豪雨による休校の連絡が遅れて、既に登校していた子供もおられたそうです。そして、今度下校するときがまた本当に大変だったということ聞いております。保護者からは早く連絡をしてほしかったと言われているそうです。休校の判断はなかなか難しいものがあるかと思っておりますけれども、どのような状況で判断され、どう対処されたのか、お伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

御質問にお答えいたします。

当日の保護者への連絡が遅くなったということで、ふだん学校では一斉安心メールということで、保護者と学校をつなぐメール、各学校が導入しているものになるんですけれども、そのメールを配信することで保護者の方にお知らせしているところですが、この豪雨当日、7月10日の午前6時半、7時、そのぐらいの時間帯なんだろうと思っておりますけれども、このメールがシステム障害が生じまして、保護者の方にメールが届かないといったような状況にございました。したがって、その状況を踏まえて、町の公式LINEで7時半過ぎに改めて保護者の方に休校の連絡をしたところ、そこで保護者の方にやっと連絡が行き着いて、学校への問合せがぐっと減ったというような状況でございました。こういった状況が近隣の市とかでも発生していたということでしたので、そういった状況と、あと、その課題を踏まえまして、これからはつきましては、メール、またはLINEですね、二重、三重の情報手段を使って保護者の方にお知らせするようなことで対応していきたいというふうに考えておるところです。

また、今現在では、学校でメール配信システムではなくて、アプリを使った情報伝達手段を検討しているところですので、そういったところも踏まえたところで今後検討していきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

今回の豪雨が朝ということで、非常に学校としての判断、これは難しかったんじゃないかと思っております。

それと、不都合が生じたということで、父兄の方が混乱をされていたという状況ですので、先ほど回答がありましたように、やはり今後、事前の判断、休校なら休校という形でされて、また、伝達方法についてもきちんと保護者に行くようなことでよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、災害時の登下校、それから、休校等に対してマニュアルの作成を各市町村の教育委員会で全国的にされているところがありますけれども、本町についてはこの分のマニユア

ルの作成というのはどうされているのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

その7月10日の大雨災害を受けまして、先ほど教育長の答弁でもございましたとおり、各学校とは反省、課題について協議をしておるところです。

それを踏まえまして、先日、広川町教育委員会といたしまして、広川町立学校における大雨等の非常災害時の対応についてといった休校等の判断基準を策定したところです。細かい内容につきましては割愛させていただきますけれども、今後こういった判断基準を各学校の危機管理マニュアル等にも生かしていただいて、よりブラッシュアップした計画等にさせていただくようにということで、こちらから通じて各学校のほうには指示伝達をしておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

7番丸山修二君。

○7番（丸山修二）

やはり子供の命を守るというのが最重点の課題でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の豪雨で甚大な被害が出たわけですがけれども、被害箇所も大変多く、早急な復旧を願ひうものがございます。

また、今回の豪雨を検証されまして、今後の防災対策を講じられることをお願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、2番丸山幸弘君の登壇を求めます。

○2番（丸山幸弘）

2番丸山幸弘でございます。今日は災害対応でお忙しい中ですので、大卒1点について御質問させていただきます。

この件は昨年12月に一度質問をしておりますけれども、それから町長も替わられました。課長も替わられておりますし、担当職員さんと話す中で、あんまり理解をいただけていないような感じがいたしましたので、再度質問をいたします。

まず前提として、この制度の廃止ではなくて、見直しということでございます。この中小企業融資制度というのは、借入れの完済時に1%の保証料を補給するという制度でございますが、過去に広川町商工会と表裏一体で広川町商工協同組合という組織があつて、借入れが難しい事業者に対して、協同組合が金融機関からお金を借りて、それを事業者に貸すという又貸し、転貸事業というのをやっております、それはそれで金利は高かったんですけど、メリットがあつた、これがこの制度の前身ではないかなというふうに記憶します。

その後、この協同組合の理事、つまり商工会の理事が保証を負っているということがちょっとよくないのではないかという議論が高まりまして、実は保証協会付の制度をつくらせていただけないかということで町のほうにお願いして、この制度ができたという経緯があります。

当時、少しのメリットがあったんですけど、現状ではいろんな県の制度が充実してきていますし、保証料も一律ではなくなっただけですね。当時は一律でしたけど、今は事業者の事業の業績によって保証料が変わるということで――表を配っておりますが、資料を見ていただくと、一番上が国、公庫と書いているのが国だと思います。それから、県と町と3つ書いておりますけど、全く町の制度については優位性がないというふうに言えると思います。これを小規模事業者育成の見地から、よりメリットのある使い勝手のある制度に見直しをしていただきたいというのが今日の質問の趣旨です。要は、制度を廃止ではなくて、見直しをして、県の制度融資を対象を変えて、保証料補給を利子補給に変えることができないかというのが今日の質問の趣旨でございます。利子補給とか保証料補給とか、そういう支援は必要だと思いますので、これをやめるというのではなくて、町の制度融資自体を廃止したらどうかという御提案です。

まず1点目ですけれども、この制度が本当に必要なのかと、町の制度融資がですね。令和4年度の利用実績とか、残高とか、信用金庫と福岡銀行の配分とか、そういった実績を踏まえて、この広川町の融資制度が必要なのか、どのように評価されているかを1点目にお伺いします。

2点目が、もしこれが不必要ということで、町の制度を県の制度融資を対象に利子補給をするということに変えられないかということなんです。

保証料補給を利子補給に変えられないかという点ですけれども、これは、保証料というのは事業者によって差がございまして、一律ではないというのは先ほど申し上げましたけど、業績のいい企業、一般的に納税をしている事業所が補給金が少ない、そういうことになります。そういうのは公平性というか、商工会の指導に当たっても健全な企業育成をするという立場からもあまりふさわしくないのではないかと。頑張っている企業にたくさん補給をするというほうが最良ではないかと考えるため、保証料補給ではなくて、一律である利子の補給ということに変えられないかということが3点目です。

4点目に、すぐには町の制度融資の残高はなくなりませんので、預託金というのは必要になると思いますけど、10年間終わったときに貸出しをやめれば借換え需要が出るかもしれませんけれども、そのうち町の制度融資の残高がゼロになったときに、この預託をしている50,000千円というのが不要になるんですね。これを運用して利子補給の財源にするとか、そういう活用方法について何か考えをお持ちであるかですね。

以上、4点です。

制度は随時見直しをしていくということが重要だと思いますし、すぐにできる話ですので、町長も「今こそ挑戦のときChallenge Now!」でしたかね、今やるというようなことで、すぐにやれる事業ですし、最近、中小企業基本条例というものを制定して、小規模事業者の対応施策を強化されていくということで、こういう融資制度がよいものになっていけば利用も増えますし、ぜひともお願いできないかということで、以上、4点の質問をいたします。

あとは席で個別に質問します。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

それでは、丸山幸弘議員の御質問に回答申し上げます。

まず、昨年12月議会後の進捗につきましては、金融機関や商工会で構成する広川町中小企業融資制度推進会議において融資状況や利率の協議を行っております。

令和4年度の実績につきましては、福岡銀行が4件で消化率10.6%、筑後信用金庫が22件、51.4%であり、全体では26件で35.1%の消化率となっております。そのうち、新規融資は9件あったことから、町の融資制度に一定の需要はあるものと考えております。

次に、現在は完済時に保証料補給を行っておりますが、利子補給への変更については町の財政負担への影響が予想されることから、今後、利子補給を行っている近隣自治体への調査等を行っていきたいと考えております。

次に、福岡県融資制度を補給対象にするかですが、現在は町の融資制度の対象者に1%までの保証料補給を行っており、現状のまま県の融資制度対象者も含めると町の歳出が増えることから、現時点では町の融資制度のみを対象としているところでございます。

最後に、制度の廃止等により不要となる預託金の活用につきましては、仮に廃止となったとしても、現在の融資分に当たる預託金は必要となりますので、現段階で活用方法を考えてはおりません。

今年6月議会に小規模事業者を含めた中小企業の振興の基本方針となる広川町中小企業振興基本条例を制定しております。今後も町の商工業、地域経済の現状を把握し、関係機関と協議しながら、丸山幸弘議員の先ほどおっしゃられた内容も含め、意見交換を重ねながら具体的な支援策を実施し、中小企業の支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

○2番（丸山幸弘）

この制度が一定の需要があるというお答えだったのですが、福岡銀行と信用金庫とは活用に差があるように思いますね。その原因というか、理由ですね、どのような分析をされているかということなんですけど。

というのが、私は前職、学校の担当をしておりましたので——この制度の申込みの窓口は商工会でありまして、ここに事業者の方が申込みに来られて、その申込みを記入して銀行に申込して、それから、銀行は保証協会に保証依頼をして、保証協会が承諾すれば銀行が融資をするという制度でございますが、実際は筑後信用金庫が申込みを受け付けて、それを商工会に持ち込んで商工会が受付をして、もう一回銀行に渡して、そこが少し逆流をしているところがあるんですね。このことは、要は福岡銀行さんも商工会もこの制度を勧めていないのではないかということが推測されるんですね。要は、お客さんがお見えになったときに、この制度があります。例えば、さっきの表でいきますと、おたくはマル経融資を使ったらいいじゃないですかということでそちらをお勧めするということで、県の制度融資と比べたときに、人によっては1%を補給されるので、有利になる場合があるかもしれませんが、商工会もあまり勧めていない、福岡銀行もあまり積極的にやっていないということが推測されるんですけど、その辺り信用金庫だけがやっているような状況ですね。銀行に聞いたり、どのように分析をされているか、伺います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

まず、過去のここ3年の融資制度の取扱いの状況ですけれども、筑後信用金庫さんのほうが福岡銀行さんよりも件数が上回っているのは顕著でございます。分析としましては、銀行のほうにお伺いしたところ、筑後信用金庫については、やはり積極的に町の支援制度を御利用くださいということで営業いただいているというところなんです。福岡銀行さんにありましては、他の融資商品のほうもございまして、取り扱う相手先が結構大きい中小企業者ということもあって、件数的には伸び悩んでいるという分析をいたしておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

○2番（丸山幸弘）

以前、課長、係長とお話ししたときに、この制度があるから裾野が広がるんだというようなお話をされたことがあると思うんですけど、裾野が広がるというのはどういう意味かなというふうに思いますし、裾野を広げるという意味では、さっき財源が難しくなるからということでしたけど、県の制度融資につけたほうが裾野は広がっていくのではないかなと、銀行も積極的に融資に走るのではないかなというふうに思われますけど、町の制度融資で裾野が広がるという、その辺はどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（野村泰也）

産業課長。

○産業課長（山下誠紀）

裾野が広がるという言葉が適切かどうかは別としまして、現在、町の融資制度は保証料補給をしておいて、丸山幸弘議員がおっしゃるとおり、県の制度融資と比べて逆転する、町の制度のほうが有利になる方も中にはいらっしゃいます。確かにいらっしゃいますので、事業者の方にも融資を受けられる上で選択肢が多いほうが良いと町としても考えますので、このまま、まずは町の制度融資を残していきながら、先ほど町長が申しましたとおり、利子補給等の変更等も調査しながら、踏まえたところで、制度の見直しを勉強していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

○2番（丸山幸弘）

何と言われましたかね、前の井上課長のときに、井上課長のお店の155円のまんじゅうと140円のまんじゅうという話をしたんですけど、同じものがあるわけですから、それをわざわざ研究したりせず、利子を下げるとか、いろんなことを研究するのに労力を割かずに、災害対応をやったほうが良いんじゃないかなと私は思うんですよ。こういうのは金融機関とか商工会に任せて、あるものは使っていくと、そういうふうなのが広川町のいいところだろうと思うんですよね。だから、わざわざ難しいことをやらずに、例えば、県の制度融資に移行してしまって財源が足りないのであれば、今の1%上限というのは0.5%でも大きな効果が出るはずなんですよね。銀行は積極融資に行くと思います。

もう一つの問題は、このマル経融資という国の制度が、要は金融機関にとっては脅威なんですね。見て分かるとおおり、1.09%で保証料もなく、無担保、無保証で、事業者の皆さんは申込書と借入れの契約書に名前を書くだけです。非常に簡単な制度があって、これが金融機関にとっては民業圧迫になるようなところあるわけです。ですが、この県の制度融資に利子補給というのをプラスすれば、十分これに対抗できる、民業圧迫を緩和できるようなことになると思いますし、何より商工会がより指導がしやすくなると思います。そして、役所としては事務経費が下がったり、事務負担が少なくなったりしますよね。金融機関もよい、事業者にとってもメリットがある。これは近江商人の「三方よし」とか、これは四方いいんですよ。ですので、無駄な仕事をしないほうがいいんじゃないかなと思いませんか、町長。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

先ほどから御指摘をいただいておりますとおおり、町としましては、ある制度を常によりよいものに変えていくことは必要であるというふうに考えております。しかしながら、先ほど答弁の中にありましたように、現在、貸付けに充てる、融資部に充てる預託金等のような処理をしていくとか、事務的なことはどうしても発生するわけですので、そういったことも含めてしっかり検討をしながら、また、丸山幸弘議員とも意見交換をしていきながら、制度改善を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

2番丸山幸弘君。

○2番（丸山幸弘）

何のためにやるかというのは、事業者のためにやるというのが基本だと思いますので、ぜひまた改善に向けてお話をしていきたいと思っております。

この事業に限らず、町が小規模事業者にできる事業というのは限られているような気がするんですね。農業のほうはすごく手厚くて、金利なんて桁が1つ違います。そういう意味で、商業者にとってはなかなか支援があまりないというのはあります。だけれども、その中で事業者というのは頑張っていくというのが、何かそういう宿命というか、そういうふうなところがあります。商工会とかでも、小規模の施策はどうしていったらいいんだろうというのは非常に悩ましい問題で、なかなか打つ手がないということで、打つ手がないという証拠として、プレミアム付商品券事業を何十年もやっていますよね。あれしかやることがないというような状況だろうと思っております。

そんな中で、この融資制度を少しでもよくしていただきたいと思っておりますし——やっぱり質問で終わらんといかんとですかね。

私は町の施策で見直すべきもの3選というのも思っています、11月にはそれをまた町長と議論したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わりたいと思っております。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前0時57分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

江藤議員の一般質問に入る前に、光益議員の一般質問の中で、橋梁の通行止め箇所について執行部より訂正があります。建設課長より報告をお願いします。建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

すみません。光益議員の質問の回答の中で、橋梁損壊による通行止め箇所数「3か所」だったのを「4か所」ということで訂正を申し上げたと思いたすけれども、実はもう一か所ありまして、鬼ノ淵橋、これが抜けておりました。大変申し訳ありませんでした。

なお、鬼ノ淵橋については、今、県のほうで対応が入っておりまして、早急なる復旧で進められているところでございます。失礼しました。

○議長（野村泰也）

それでは、早速始めたいと思います。

次に、5番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5番（江藤美代子）

通告に従いまして、3点質問いたします。

まず、1点目です。子育て支援についてお尋ねいたします。

さきの6月議会において、子育て支援の施策のうち、何を優先させるのか、優先順位と財源をセットで考えるという姿勢に立っているという答弁をいただきました。この点についてどのように検討されましたでしょうか、お尋ねいたします。

2点目、子供の遊び場についてお尋ねいたします。

近年の子供たちは外遊びの機会が少なくなり、体力の低下も言われています。また、日常生活の中で遊びの時間も少なくなっていると感じます。さらに、安全な子供の遊び場や居場所の十分な提供には財政負担も大きく、施設の老朽化への対応も負担になり、不十分です。この点を考えますと、今ある施設の有効的な活用をもって子供たちの遊び場、居場所を提供すべきと考えます。今年の夏休みは特に暑くて、外遊びをしている子は少なかったように思いますが、子供たちの遊びの様子や居場所、遊び場についてどのような状況でしょうか、お尋ねいたします。

3点目、下水道計画の見直しについてお尋ねをいたします。

快適で衛生的な生活環境の実現や、河川などの水質保全を図るために、町は下水道整備と合併浄化槽の設置を推進しています。2021年6月の全員協議会で、健全な下水道事業の財政運営を図り、将来にわたる持続可能な公共下水道事業のためとして、矢部川流域下水道事業計画の変更について説明を受けました。その際、渡邊前町長は見直し計画について十分に説明をすること、整備、見直しの地域においては手厚い補助を考えていくと明言されました。この点についてどのように取り組まれたのか、お尋ねいたします。

以上3点です。着座にて答弁をお受けいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

江藤議員の質問に回答します。

子育て支援について、それから下水道計画について私から御回答を申し上げたいと思います。

まず、給食費の無償化につきましては、子育て世帯への経済的な負担を軽減するための大きな支援策の一つと認識しております。したがって、無償とする期間を限定するようなものではなく、つまり、1年や2年で終わるようなものではなくて、恒久的な制度とするために、その裏づけとなる財源の見通しを探りまして、一日も早い実施を目指してまいりたいと考えているところでございます。

また、6月13日に閣議決定されましたこども未来戦略方針において、学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食の実態調査を速やかに行って公表し、その上で課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされております。これら国の動きなども引き続き注視しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、18歳年度末までの医療費無料化につきましては、6月議会でも同様の御質問にお答えをしておりますけれども、保護者の経済的負担軽減という視点からだけでなく、子供たちの健全な成長を支えるという観点からも、そういったことも含めまして総合的な政策を検討することが必要だと考えております。

なお、18歳まで無料とした場合の扶助費の試算につきましては、年間で19,000千円程度増額になると想定をされておりますけれども、自己負担が無料になるということで、医療費が想定以上に増加するという傾向もあると考えております。加えて、システム改修費などの経費も必要となります。

県内他の自治体において、18歳まで何らかの助成を行っている自治体は令和5年4月1日現在で北九州市のほか計15自治体あります。また、幾つかの自治体においては、今年度中に制度の拡充を予定されているように聞いておりますが、助成の内容は全て無料というわけではなくて、自己負担額の月額上限を定めてあったりと、決して一律ではありません。本町においてはどのような制度が適当であるのか、どうすれば持続可能な制度になるのかといった点も含め、引き続き町の財政状況を考慮しながら、財源の見通しや制度設計について調査検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、下水道計画につきましてでございます。

下水道事業は、企業会計に移行したことにより経営状況が明確化され、適正な財産管理ができるようになっております。ただ、近年の厳しい財政状況や今後も想定される人口減少など、状況は大きく変化している中で、計画区域の見直しは下水道事業の健全な財政運営を図り、将来にわたり持続可能な公共下水道事業とするためには避けて通ることはできなかったと考えております。本来であれば、決定後に住民の方々に丁寧に説明するべきでありましたけれども、御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時期と重なっていたために実施することができておりませんでした。

今後は計画区域の見直し対象となった地域の区長さんと説明の手法等について協議をした上で実施していきたいと考えているところでございます。

次に、整備計画区域内と区域外との不均衡是正につきましては、今年度は区域外において合併浄化槽への転換に係る設置工事や撤去、配管工事の補助金を増額するなど対応を行っているところでございます。

今後も、さらに財政計画、資金計画等を明確にしながら、経営の効率化を進めて下水道事

業の健全経営に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

江藤美代子議員の子供の遊び場について回答いたします。

学校施設の利用に関し、広川町立小・中学校施設の開放に関する条例を定めておりますが、ここで言う開放とは、その学校施設を占有して利用したい団体等があらかじめ教育委員会の許可を得て初めてその利用を認めるものであり、一般町民が学校施設に自由に入出りできることを意味するものではありません。運動場ほか学校施設は、本来、学校教育の諸活動に資するためのものであり、その活動に支障を来すおそれが少なからずある以上、夜間や休日等の自由な出入りを承諾することはできません。広川町の子供たちには竜光寺公園ほか町内各所の公園などで遊んでほしいと考えております。

次に、町の公共施設である町民交流センターのロビーや防災拠点施設の共用スペースについては、開館時間内でかつ占有されていない場合であれば自由に入出りすることができ、子供たちが本を読んだり、宿題をしたりする様子が伺えます。また、行政区が管理している公園や公民館については、区の方針によりその利活用が図られており、子供の居場所づくりとして公民館を開放するなど、独自に取り組んでいただいている区もございます。

以上、私から回答いたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

まず1点目、子育て支援についてでございますが、6月議会の答弁から御検討が進んでいるかなと思いました。6月議会の折にも、例えば、学校給食無償化の意義でございますとか、法的な点についてですとか、そういう点については述べましたので、重複いたしますので述べませんが、要するに、学校給食は単なる食事ではない、教育の重要な一環であるというふうに捉えています。ですので、無償化を求めるということです。もちろん経済的な負担を軽くするという意味もございます。子育て支援の一環でございます。

そんなふうに考えますと、町長が言われるように恒常的で総合的な財政の裏づけを持った政策を検討するんだというそのお考えは賛成でございます。もちろんそれがなくては実現に至らないというふうに思います。ですが、この前の議会の折にも申しましたけれども、給食無償化の自治体はどんどん増えています。遡って、2017年には76自治体でした。それで、2022年12月、これはこの前紹介いたしましたけど、254自治体となっております。もう少し近まって、今年の8月18日の新聞報道では482の自治体が無償化の取組をしているというデータがございます。先ほど申しました254の自治体は恒久的な無償化を掲げている自治体です。それで、今申しました482という自治体は、今年度、小・中ともに無償化を実施する、または今年度実施予定である、期間限定で実施する自治体を含む数字でございます。

さらに、今日の新聞にこの自治体は491になったというふうに報道がされておりました。つまり、町長が言われるように、恒常的で完全無償化が望ましいけれども、全国的に見て期間限定が多いのは今の物価高騰の中で先の見通しが立たない、しかし、現在の町民の要望、苦

難に答えようとする自治体が多いのではないかと考えます。また、この数字の中には含まれていませんけれども、一部補助をしている自治体を数えれば、もっとたくさんになると思います。この点については検討されましたでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

先ほど御指摘いただきました点につきましてですけれども、広川町においては、昨年度より物価高騰によって給食費が値上がりした分については、保護者負担を上げないように、その差額については町が負担するというような措置を取っておりますし、それは今年度も行っている上で、この折から子育て世帯への物価高騰の経済的な負担軽減のために、18歳年度末までの子供1人当たり10千円を商品券として配付しております。そして、できる限りのできる範囲で子育て世帯の子供たちを守るための支援制度は講じておるところでありまして、繰り返しになりますが、給食費の無償化につきましては検討を進めておりますけれども、こちらについてはかなりの大きな財政負担を生じることから、財源の見通しを立てた上で実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

確かに10千円の支給というのもありましたけれども、給食費は1人当たり年間50千円くらいになります。2人いれば100千円ですね。相当に大きな額です。ですので、給食費の無償化を求める声は、ここ広川町でもそうですけど、全国的に大きなものがございます。

もう一つ、子育て支援の施策として申し上げました、18歳年度末までの医療費無料化についてでございますが、安心して医療にかかれるようにすることで命を守っていく施策でございます。こちらのほうもずっと全国的に広がっておりまして、2011年には小学校までの通院医療費助成は52%でしたが、2021年には小学校の通院医療費助成が97%でした。

しかし、年齢を上げていきますと、現在、高校卒業、それ以上までの通院費助成が47.2%の自治体に広がっております。もちろん、その中には一部自己負担とか所得制限のある自治体もございますけれども、広川町は本当に近隣の自治体に比べて、先行して中学校卒業までの医療費無償化というのを行いました。その折には本当に町民の方からも喜ばれましたし、近隣の市町村の方からは広川町はいいねというふうにすごく言われました。そうですけれども、今は中学校は95%の自治体で補助、通院助成をしています。高校が47%。高校は2011年の段階では2.2%だったんですよね。だから、高校卒業までという流れになっているということを認識していただきたい。

もう一つ、2023年の3月末の衆議院予算委員会の中で、子どもの医療費を無料化した自治体へのペナルティーといいますか、国民健康保険の国庫負担金減額措置というのがあったんですけれども、それを廃止するというふうにも明言されています。これを受けて、これはさらに広がるのではないかなと思っております。

質問ですけれども、6月議会の折にも今日の議会の折にもおっしゃいましたけれども、システム改修費などの経費が必要であるというふうな御答弁ですけれども、お幾らぐらいにな

りますでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

御質問の子どもの医療費制度拡大に伴うシステム改修費に係る費用ですけれども、概算見積りで2,100千円程度の改修が必要になると考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

もう一点質問です。

これも6月議会の折にも今日の御答弁でも町長がお答えになったんですけれども、負担が無料になることで医療費が増加する傾向もあるというふうにお考えと受けましたけれども、この根拠は何でございましょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

自己負担額を減額、さらに無料にすると医療費が増大するというのは、一般的にそう考えられますし、先ほど江藤議員も言われました減額調整措置ですね。それも医療費を無料にすることで増大するので、国は減額調整措置を行っているという解釈で行われてきました。

ですから、少子化対策としてこれを廃止するという方針は打ち出されておりますけれども、実際は自治体の医療費給付自体は増大すると考えられます。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

確かに国の岸田首相や加藤厚労大臣などの答弁でもそういう答弁がございます。無料化にすると、不適切な抗生物質の利用が大幅に増加するとか、過剰受診により様々な問題が引き起こされる、また、比較的健康的な子供の受診が増える、無料化は子供にプラスになるとは必ずしも言えない、そういう答弁がございますが、結論から言いますと、無料化した自治体で医療費が極端に急増した事実はないというふうに考えます。例えば、抗生物質の増加について言及されていますけれども、東大教授の飯塚教授の調査結果、それが根拠になっていると思われませんが、受診に1回200円の負担を課すと、無料の場合と比べて不適切な抗生物質使用が約2割減ったという答弁ですね。しかし、この後の衆議院厚生労働委員会での質疑の折に、佐原康之健康局長は、子供の抗生物質の使用について2015年に比べて2019年は23%、2020年は52%抗菌薬使用量が減少していると答弁をしています。無料化が進む中で、小児における抗生物質の使用量は減っているということです。

もう一つ、無料になったから比較的健康的な子供の受診が増えるという答弁がございますが、これは衆議院厚生労働委員会の参考人質疑において、日本医師会の釜范常任理事の答弁がございます。窓口自己負担軽減策は利点大きい。私は小児科医である。保護者が医療機関を

受診するのは大変な時間もかかり、苦労がある。無料になったから無駄に受診する方はほとんどいない。無料だからと医師が不適切な治療をする事例も極めて少ないと答弁されています。また、抗生物質の適正使用に関して、特に小児科医は非常に真剣に取り組んでいるという答弁がございました。

広川町の具体的な事例は私は存じ上げませんが、例えば、中学校の医療費を完全無料化したときに医療費が極端に伸びたというデータがあるのでしょうか。

○議長（野村泰也）

住民課長。

○住民課長（前田武博）

中学生の医療費を無料化して、その前後でどれだけ増えたかというデータは今は持ち合わせておりませんが、ちなみに、令和4年度の子どもの医療費の扶助費94,460千円余りのうち、62,125千円程度、65%超は町が独自で負担しております。ですから、県の補助が拡大されて多少は負担が軽減されるとしても、町からの持ち出しはあるということで、先ほど町長が申し上げましたとおり、財源をどうしても確保しないといけませんので、本町においては完全無料でできるのか、それとも、自己負担である程度詳細に設計していくのか、そこら辺を財源の兼ね合いとも考慮しまして、制度設計を検討していきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

何度も申しますけれども、この18歳年度末までの医療費無償化は命を守る政策です。早期受診、早期治療が重症化のリスクを防ぎます。病気やけがの多い子供にとって、病院での早期受診、早期治療がその重症化のリスクを防ぐことにつながっていく、だから、無料でいいんだと、気軽な健康相談がすぐできるという北海道家庭医療学センターの草場理事長の発言もございました。また、自己負担があることで、健康とされるグループに比べて病気とされるグループの受診の減少が大きい、つまり、病気だけでも、病院を受診しないという、ここが自己負担があった場合には大きくなるんだというデータです。

これも東京都立大学教授の調査がございまして、中学2年生を対象に調べられていますけれども、中学2年生全体で、例えば、無料だったら受診抑制が2.9%、定額負担になると5.9%、償還払いになると5.5%、3割負担になると5.5%というデータがございましてけれども、この同じ中学校2年生の困窮層の受診抑制のデータを見ますと、無料だったら5.5%、定額だったら11.4%、償還払いになりますと、さっきの全体の5.5%から大幅に増えて20.8%となっています。3割負担では24.2%です。つまり、少しの負担でも受診の抑制が起きてくる。特に、困窮層ではそれが激しく顕著に現れているということだと思います。

これも財源を伴うことだということのももちろん分かります。分かりますけれども、町長の公約に、子育て支援の1番目の公約は学校給食費の無償化、2番目は高校生の医療費無償化です。この選挙公約からすれば、18歳までの医療費無償化、それから、小学校、中学校の給食費無償化というのは、優先順位としては高いと私は捉えますし、多分町民の方もそのように捉えられてある。

もう一つ言うと、町長は町の元職員であられた。その元職員であられた町長ということは、町の実情をある程度知っていらっしゃるって、そして、この公約を掲げられているというふう

に私は理解します。ですので、この2点は優先順位に上げてあるのではないかと思います。

また、町民の要求としても、これも6月議会で申しましたけれども、学校給食費無償化の署名は2,246筆届けられています。18歳年度末までの医療費無償化の署名は2,279筆届けられています。

子育て支援、様々な施策はもちろんございます。その中で、町長は何を優先というふうにお考えでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

子育て支援の中で優先すべき事項については、先ほど御紹介いただきました、私が選挙を通じて訴えてきた内容で、姿勢としては変わってはおりません。ただ、その5本の柱として掲げた中には、子育て支援以外に安全・安心な地域をつくるなどといったこともあります。今回、就任後2か月とたたない中で甚大な被害が出る災害が発生をするなどしております。これに対応するために、町独自施策として、これまで積み上げてきた基金の一部を取り崩して対応しなければならないというような事態になっております。こういった一時的、臨時的な対応をするために、基金はやはり活用、軽々に取り崩してこういった事業に活用すべきではないというようなことも今回明らかになっているわけですので、私としては、繰り返しになりますが、歳入を確保したり、歳出削減を図ったりした上で財源の見通しをつけなければ、このような給食費無償化であるとか、医療費の18歳年度末無料化であるということができないという状況に今私は置かれているということを御理解いただきたいというふうに考えております。

県内の自治体、あるいは全国の自治体が実施しているところが5割を超えればやるとか、決してそういったことを申し上げたいのではなくて、私としては当然子供たちのために、あるいは子育て世帯の方々が安心して子供を産み育てられるような地域を活用するために取り組んでまいりたいというふうに考えておりますけれども、繰り返しになりますが、財源の見通しがたたなければ、恒久的な制度として実施できないということがあるということを御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

恒常的にするためには財源の見通しが大事なんだというそのお考え、よく分かりますし、理解します。ですから、先ほど申しましたように、町長は最初無償化とか、そういうふうにお考えというのは私も賛成ですけれども、財政面を考えれば、期間を切ってとか、全額ではなくてというふうな一部補助みたいな、そういうことも考えていいのではないかと。確かに水害も起きましたけれども、激甚災害指定もありましたので、国からの補助も今後入ってくるんだろうと思いますけれども、それも考えて、今の財源の中でできる施策を模索するということがあるのではないのでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

御指摘いただきましたように、私は先ほどは小・中学生の完全実施というふうには申し上げておりませんで、給食費の無償化について研究を重ねているというふうに申し上げたのは、御指摘のとおり一部であったり、あるいは段階的な実施であったりといったことも含めて検討を進めているところであります。

災害につきましては国の激甚災害等の指定は受けておりますけれども、いずれにしても、これから数年にわたる工事の中で地元負担、町が負担しなければいけない部分というのは必ず出てまいります。そういったところも併せ考えますと、軽々に基金の取崩しに頼るということはできないわけですので、そういった事情があるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

これも6月議会の答弁なんですけど、それは災害が起きる前の状況だったというふうに言われるかもしれませんが、当事者目線に立った政策の早期実現に努めてまいりますとおっしゃっております。確かに、まだ復興の途中ですので、財源的な面が心配だという、私もそれは思いますけれども、まずは第一歩の支援策を踏み出してほしい。何をやるのかということについてもう一步答弁を求めたい。例えば、いつになったら水害の対策が落ち着くのかというふうに考えると、相当長期間になると思うんですけれども、例えば、来年度の予算とか、そういうことについて予算を盛り込んでいくということはどうでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

先ほどから繰り返しになりますけれども、災害は今回補正予算等で上げている数字だけで済むというふうには考えておりませんで、林道等につきましては、まだ奥地まで入れないがために被害が把握できていないというような地域もございます。そういったところの災害復旧等の工事費がこれからどれだけ見積もられるかにつきましての不安というのも当然ありますし、当然ですけれども、次年度予算編成を検討する上で、こういった子育て支援をどこまで盛り込めるかというのは、検討は行いますけれども、この時点で確実に実施できるというようなことは明言はできないということでございます。

努力はもちろん重ねてまいりますし、本来であれば、歳入増加に向けて、特にふるさと納税の強化であるとか、そういったことに取り組みたいところに、災害対応に中心的に時間を取られたということもありますので、そういったことも含めて御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

町長をはじめ町職員の方が一丸となって災害の復旧・復興に努めていただいていることは本当に感謝しております。それに財源が伴うということも理解しております。しかし、同時に

子育て支援というのも大きな柱として、政策として重点的に考えていただいて、それこそ早期実現に向けて検討を進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に、子供の遊び場、居場所についてでございますが、保護者の方の話を聞きますと、本当に暑いから、外で遊んでおいでというのはなかなか言えないというふうに言われます。また、友達の家に行って遊ぶにしても、保育園や幼稚園のときに同じ園だった方のところに行くのはそんなに思わないけれども、だんだん高学年になるにつれて行動範囲も広がって、知らないお宅に行くというふうになると、御迷惑をかけていないだろうかとか、行ってゲームばかりしているんじゃないだろうかというふうに心配するということです。そういうふうな点を考えますと、図書館とか「いこっと」のロビーとか、庁舎のスペースは本当に有効に活用されるべきだと思います。中広川校区はそれで活用できるんですけど、上広川とか下広川にはそういうスペースはないんですけれども、そこら辺、上広川とか下広川とかの子たちの様子とか、何かつかんでありますか。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

上広川・下広川校区の児童・生徒のそういった休日等をどういったふうに過ごしているのかというのは把握しておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

もう一つ、「いこっと」のロビーなどについては、子供も町民ですので、ぜひ活用して過ごしていただきたいな、過ごさせてあげたいなというふうに思います。

もう一つ、学校の運動場の件ですけれども、例えば、スケボーができる公園が欲しいとか、年代に合った公園、遊具のある公園が欲しい、ボール遊びができるような公園が欲しいというふうないろんな公園に対する要望はありますけれども、本当に財政的な大きな負担がございますので、運動場というのをお友達との待ち合わせのスペース、最も分かりやすいですし、数人で遊ぶ場としても安全な場所ですので、そういう場を文科省も一層気軽にできるようにすることが求められているというふうにしていますが、そこら辺の運動場を気軽にできるような配慮はございますか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

気軽にの程度にもよると思うんですけども、今のところ、教育委員会としましては、先ほど教育課長が答弁したとおり、運動場等につきましては、本来、学校教育に資するものでございますので、一般の開放、今、江藤議員が言われたような開放という意味合いでは承諾できかねるといったような状況でございます。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

開放という捉え方が微妙かなと思うんですけども、例えば、小学校は3校ありますけれども、どちらも同じような状況でしょうか。

○議長（野村泰也）

子ども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

いずれの小学校につきましても、一般の開放は行っておりません。ただ、学校に確認をいたしますと、やはりどうしても放課後に少し残って遊んでいるような児童もいらっしゃるということで、それはそういったものだろうということで認識をしておりますので、そこまで厳しくという言い方はどうかと思いますが、そこは学校長の判断、または今後、そういったところも含めたところで、教育委員会と一緒に検討していくべきところなのかなというふうにも感じておるところです。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

よその自治体を見ますと、何時から何時までですよとか、お菓子は持ってきませんよとか、それとか、けがをしても学校安全会の適用はできませんよとか、そういうふうな決まり事をきっちり書いたプリントを配布して学校を開放というか、子供たちが来るというのを受け入れているようなところもございますし、民間団体に委託して、その対応の職員を配置したりとかいうところもあります。私が申し上げているのは、学校運動場開放について特別な取組を求めるものではなくて、放課後、子供たちが気軽に待ち合わせ場所として、それとか、ちょっとした遊具で数人で遊んだりという、そういうふうな利用が気軽にできるように各学校に御配慮をお願いしたいという希望でございます。よろしくお願いたします。

あと、子供たちの居場所、遊び場として行政区の取組があるかと思うんですけど、どこか行政区の例がありましたら御提示ください。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

本年度より久泉区のほうに月に1回公民館を開放して、子供たちの居場所づくりとして取り組んでいただいているという報告を受けております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

私も幾つか聞いております。久泉は本当に長年取組をしてありますけど、行政区名を出していいかどうかちょっと分からないんですけど、ある行政区では毎週日曜日、1時から4時半まで子供たちの遊び場、居場所として公民館を開放している区があります。それで、区長さんと公民館長さんが対応してあります。子供たちが遊べるように将棋とかなんとか、公民館に備えつけてあるものもあるようですけれども、社協とかから遊具を貸し出して持ってきたり、ホワイトボードを買ってあって、それに自由に落書きをして、それをなおかつプリン

トアウトできるような、そういうプリンターと連動しているというふうな取組をしてある区がありました。人が出会うこと、集うことを大事にしていきたいんだというふうに区長さんと公民館長さんは言われました。

また、ある区では、中学生以上には保護者同伴でなくても公民館を開放してある区があります。卓球とかカラオケなど、子供たちも活用しているようです。小学生はさすがに保護者同伴ですけれども、何人かがいれば保護者が必ず1人はいるようにという取組ですけど、利用者も増えていると聞きます。また、区が設置した公園があるんですけど、そこを最初は遊具とかを置くと危ないからということで何の遊具も置いていなかったんですけど、子供たちのほうからバスケットのリングを置いてほしいという要望があって、バスケットリングを1つとバスケットボールを2個置いてあります。多分その行政区だけじゃなくて、ほかのところからも子供たちがそこに遊びに来ています。なおかつ、サッカーボールも欲しいなという声があったそうで、それも設置されました。そこの区では、もっともっと地域コミュニティの拠点となるような取組を探りたいというふうに語られました。

私が知っているのは2つですけど、ほかの区でも子供たちの遊び場とか居場所として区で取り組んであるところがあるのではないかなと思います。区長会とか公民館長会などで共有して高齢者サロンなどの活用も進めてありますけれども、公民館とか区の公園を子供の遊び場という視点で検討して、その取組を広げていくというふうにお願したいなと思います。多分そういうことをしてある方は、まるっきり苦労がないわけではなくて、例えば、自分たちはこれをしているけれども、次の役員さんに引き継げるだろうかとか、子供たちに声をかけたいけれども、どんなふうに声をかけていいのか、褒め方とか叱り方というか、注意の仕方について本当に悩むんですとかもおっしゃいました。自分たちの負担は本当に大きいものがあるので、子ども会との連携はできないだろうかということも言われていますので、そういう実践例、それから、悩みなどもみんなでも出し合いながら共有して、公民館や公園が子供たちの居場所、遊び場となるように、そういう面からも進めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

生涯学習課長。

○教育委員会事務局生涯学習課長（萩尾勝昭）

今御意見があったように、こういった取組については、できればいろんな行政区に広がってほしいなというふうに思っておりますので、それぞれの分館でやっていたような活動については分館長会の中でも情報共有をしていただいて、各行政区、公民館の取組の参考にしてほしいと思っておりますし、そういった先進的にやっていたりしている行政区については、教育委員会としても相談体制というのをしっかりと行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

そんな紹介とかがあると、本当に頑張っていらっしゃる方にとっては力になるというか、励ましになるのではないかなと思います。よろしく願いいたします。

遊び場についてですけれども、何度も申しますけれども、公園とかそういうものをつくろうとすると、本当に大きな財政的な負担があるんだということもお聞きしました。ですので、今ある施設を最大限有効に活用して、子供たちが自主的に自発的に遊びたいと思ったときには、できるだけその場を提供できるように取り組んでいただきたいと思います。子供たちですから、マナーを守らなかつたり、友達同士一緒になつたらうれし過ぎて羽目を外したり、騒がしかつたりということもあると思いますけれども、本当に御面倒かもしれませんけれども、町の職員の方とか学校の教職員の方、地域の方などで気軽に声をかけ合つて、町全体で子供を見守る、皆で声をかけ合つて子供を育てていくという、そういう広川町になるといいなと思っています。どうぞよろしくとお願いいたします。

次に、下水道計画の見直しについてでございます。

最初の質問でも申しましたけれども、渡邊前町長の答弁に、下水道計画変更については十分に説明をしていくんだということでしたけれども、コロナ禍でそれができていないということですが、議会としましては、下水道計画の変更については大きな変更点と思つたので、2ページの特集を組んで議会だよりに掲載をしました。コロナ禍でできなかつたにしても、何か取組ができたのではないかと思います。自分のところが下水道の整備区域外であるということをお存じない方も多々いらっしゃるのではないかと思います。自分が合併浄化槽をつけるとか何かしたときには、当然町のほうにも御相談があつたり、業者さんが入られると思うので、そこで合併浄化槽の補助金があるんだということが分かるのかもしれませんが、下水道計画についてとにかく早期に説明すべきと思います。もう一度御答弁をお願いします。

○議長（野村泰也）

環境課長。

○環境課長（小松朋雄）

2年前に渡邊前町長の英断によりまして、町の下水道会計、このままいくと子供たちに将来のツケを回すということで英断をされました。これにつきまして、我々は2年間の間に下水道会計をしっかりした企業会計で見直すということで取り組んでいた中で、もちろんコロナ禍であつたということで説明ができなかつたからという言い訳は1つありますが、その中、水面下で、まず、下水道会計は企業会計でございますので、我々は下水道会計だけの考え方でいきますと、下水道料金を上げるという、やはり受益者負担という考え方を持つべきなのか、あるいは合併浄化槽の担当課でもございますので、その料金的なものをどう考えるかというのをかなり議論させていただき、まず、合併浄化槽につきましては、面積に対して人槽が変わります。それにつきまして、栗原議員から公民館辺りをどうにかしてほしいという要望がありましたので、これを水面下で県と意見交換をさせていただき、県のほうと議論はしたんですが、本庁まで上げていただき、やはり公民館は災害で対応していただきたいということで、人槽は通常的面積でやってほしくないという意見は上げましたが、残念ながら、県の回答としては変更はできないと、全国的な面積の計算ですので、変えられないと、特例も認めないということで跳ね返されました。

じゃ、どうするか。それにつきまして、我々は広川衛生社1社で汚泥処理を行っております。その点についての料金を、今、様々な議論をさせていただいております。現状が、今の家を建てているところは5人槽か、あるいは7人槽だけです。昔の家は面積が広いので10人

槽ということでございますが、今後説明していきたい——丸山議員のところの太田、栗原議員のところの高間の地区の意見を聞きますと、やはり高齢世帯かつ2人暮らししかいないと。以前議会でも説明したとおり、10人槽での請求はかなりの金額を払わないといけない。下水道だけを引けば、高齢世帯は水道の水量で計算できるということで、その比較でどうかならないかということになっております。ですから今、この料金等をしっかりと民間と話し合っ、あるいは我々は——先ほど江藤議員が言われたとおり、子育てに使うお金を増やして町長にいろいろやってほしいということでございますが、例えば、合併浄化槽に対して単費の補助を入れるとなりますと、下水道会計から繰り入れなくても支出をするという本末転倒ということになります。ただ、それをやらないということをして渡邊前町長は明言され、必ず何かの補助等をやりたいということでございますので、いろんな施策で支出できるようなことを氷室町長とこの議会の後に、来年度、あるいは下水道会計、下水道の面積、次の工事等についてはしっかりと議論していきたいと思っております。

ただ、説明会につきましては、今説明をしに行きますと、いわゆるエリアを外しましたよという説明だけでは多分納得いかないんじゃないかということで区長さんといろいろ話をしております。現状としては、新年度予算に上げております予算での新設しかありませんが、現状として考え直しております。考え直しておる点というのが、やはり国から、あるいは県からの補助金がないかというのも模索し、現状としては働きかけをしております。この補助金の額をもって説明をしたいと思っておりますし、民間の広川衛生社、ここにも企業努力をしていただきたい話はしております。

ただ、昨今のいわゆるエネルギー高騰等々もありまして、八女中部の負担金、下水道の末端施設、流域下水道施設の補助も負担金も右肩上がりでございます。非常に悩ましい状況は住民には説明しながら進めていきたいと思っておりますが、必ず説明をする上では、何らかの補助的なものをつけて説明したいと思っておりますので、その点を氷室町長としっかりと話し合えないと、今説明に行きますと、エリアを外しました、じゃ、何かなかつのという回答しかもらえなくて非常に説明に苦慮するところでございます。ですから、しっかりと練り上げさせていただき、説明に回らせていただきたいというふうに原課としては考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

今、課長が言われたように、外したという説明だけでは、財政的には納得がいくかもしれないけれども、では、自分のところはどうかということ、納得がいかないというふうになるんじゃないかという意見は全協のときにも出たと思っております。それでもなお、とにかく十分に説明していくんだという渡邊前町長の御回答だったと思っております。整備区域外は、結局、合併浄化槽の設置をしなければ河川の水質保全はできないわけですよ。だから、それを進めたいんですよ。だけど、それを進めるには、例えば、5人槽の設置には1,500千円前後、7人槽も1,500千円前後、10人槽は1,800千円から2,000千円ぐらいの設置費がかかるのではないかと思います。そうしたら、700千円から900千円ぐらいの自己負担が出るわけですよ、今の補助額ではですね。だから、本当にこれでは下水道会計のほうには1億何千万円もずっと繰り入れをしていて、令和12年度には2億円の繰り入れになるというふうにお聞きし

ています。だから、そっちにはそう入れといて、こっちには自己負担が大きいじゃないかと、課長が言われるように、説明に行ってもそういうふうな御意見が出るのではないかなというのは予測ができます。ですので、課長も、それから町長も一緒に考えていくんだと言われてましたけれども、ぜひ合併浄化槽の設置の補助額を引き上げられるように検討を進めてほしい。そうしなければ、説明に行ってもなかなか難しいものがある。だけど、その中でも説明には行ってほしいなと思います。

もう一つは、下水道会計を考えると、多分今後の整備区域の中に既に500基ぐらいは合併浄化槽があるのではないかなというふうに思っています。合併浄化槽があるから下水道を設置しないということにはならない。全員がそうなるとは限りませんが、そういうふうな傾向もあるのではないかなと思いますから、下水道計画についてももう一回丁寧な見直し、さらに下水道整備計画の区域についても検討の余地があるのではないかなと私は思っています。

最後に、目的は違いますが、住民目線から言いますと、上広川地域の定住化促進地域補助金300千円上乗せというのは、下水道整備区域外であるということに限って言えば、上広川校区もほかの校区も一緒なんですよ。そこら辺で、住民の方には何かというふうな、そういう意見もあるのではないかなと、出てくるのではないかなと思っています。とにかく、厳しい財政状況の中で、環境課として、また町長として取り組んでいただいていることは重々分かっておりますけれども、さらに進めて、補助金とか、それから整備計画の見直しについて検討を進めていただきたいなと思います。

公共下水道整備と合併浄化槽の設置の目的は、快適で衛生的な生活環境の実現と河川などの水質保全です。実際、うちの太田は整備区域外ですけども、今はまだ用水路とかに水がいっぱい流れていますけれども、水が流れない時期には本当に河川が汚れています。これは合併浄化槽を設置しなければ生活廃水はそのまま流れているということですので、この下水道整備計画、合併浄化槽の設置の目的を達成できないと思うんですよ。とにかく下水道整備区域外の合併浄化槽設置を進めるためにも、不均衡の是正を図る対策を進めていただきたい。また、今後の下水道整備計画についても一件一件きちんと確認をしながら進めていただいて、健全財政になるように精いっぱい努力をしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

以上です、終わります。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後 1 時 55 分 休憩

午後 2 時 4 分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

9番議員、池尻です。本当に午後のお疲れのところ、あと三、四十分お時間をいただければと思っております。よろしく願いします。

通告どおり、事項、要旨に沿って質問させていただきます。

まずは、7月豪雨において被災された方々に町内外問わず改めてお見舞い申し上げますとともに、復旧に向けて今日現在まで取り組んでいただいております行政関係者の皆様並びにボランティアや寄付金等で支援、協力していただいております方々に重ね重ね感謝申し上げます。

復旧を優先とした行政への配慮として、一般質問をいかがしたものか、個人的にも考えさせていただきましたが、災害対策としてはまとめたの代表質問、また、被災されていない方も被災されている方もふだんの生活はなされている中で、その問題点や課題について早急に取り組むのは大事なことであり、それを行政に届けるのも議員としての役目であることから、今回、一般質問をさせていただきます。時間短縮には努めさせていただきます。

では、質問に入らせていただきます。

まず、少子化対策について。

これは移住・定住や子育て支援にも深く関わる部分でもあり、国では「異次元の少子化対策」と銘打って少子化対策に取り組んでいます。将来の課題としてでは間に合わず、本当に急ぎ執り行わなければいけない課題であり、地方の過疎化の最大の問題であると思われまし、町においても地域行事等に支障を来しています。消滅可能性都市になぞらえて言えば、消滅可能性行政区というのが見えてきております。限りある財源において児童福祉費、社会福祉費、高齢者福祉費といった生活福祉に関わる部分は年々増加している状況です。子ども・子育ての家庭における負担増と相まって、この部分のリスク軽減を行うことで、移住・定住の目玉とする自治体は増えております。

議員としての視察研修時にも、高齢者の方々が地域の未来を考えれば子育てのほうに力を入れてほしいといったプロモーションビデオを作成している地域がありました。しかし、高齢者の方々にこのような考えを強いることは忍びないですし、高齢者のいらっしゃる御家庭においても介護の負担等を抱えているところもたくさんあります。町としては、バランスよく、かつどこに力を入れるべきかという部分が出てきます。町の考える異次元の少子化対策というものは何か、伺いたいと思います。

また、それに関わるところで、給食費の無償化についてです。

6月定例会でも、また今回、江藤議員より質問があり、総合的に財政面をよく考慮してといった回答がなされております。給食費の無償化に対しては、自分なりの考え方や意見を委員会等でも発言させていただいておりますが、直接、氷室現町長に公に伺ったことはありません。渡邊前町長とは時代的な考えも違っておりましたでしょうし、氷室町長におかれましては、選挙公約とってよろしいか、目標としての政策といったものにも上げていただいております。私個人を含め住民の方々は、いつどのタイミングでどのような形で実行されるのかを注目しておりました。災害もありましたが、町の財源、国、県の動向により、今すぐではないということをさきの定例会で答弁されておりましたので、住民に負担のかからない形の進め方という点において、正直、安心しております。ただ、住民の方々は、特に、子育て世代からは無償化への期待は大きく、来年度からではないのかという声も届けられます。

前回の答弁も含めた中で、住民への説明が十分であったか、また、改めていつのタイミング、どのような内容での実行になるのか、江藤議員の質問と重なる部分はありますけれども、お願いしたいと思います。

次に、不登校児対策についてです。

何度も質問しておりますが、この通告をした後にも各新聞の記事等で、夏休み明けで急増する不登校児についての内容がたくさん出ておりました。大牟田市の記事については、全国平均の約2倍の不登校者数対策の一つとして、現役中学生らを対象とした夜間中学校を開設予定とも出ておりました。不登校特例校を文科省に申請するといった内容や、また、文科省においては空き教室を利用した校内教育支援センターの拡充をさらに整備強化すると出ています。新たに設置する自治体に必要経費の補助をすると新聞には出ておりました。これはクラスに入れない児童・生徒などに対し、学校での居場所づくり、学習環境の確保といったことに取り組む内容です。

2021年、全国小・中学校の不登校は約24万5,000人、これは理由なく30日以上欠席をしたという基準に達した人数であり、不登校予備軍はもっともっと多いものと考えられます。この24万5,000人のうち36.3%、約8万9,000人は専門的支援を学校から受けられていない、学校は指導者の確保が問題との内容でした。

校内教育支援については、広川町は中学校である程度準備ができているものと考えております。だが、必要なのは学校に行くことができない子供の居場所づくりであると考えております。町内における出席扱いとできるフリースクール、フリースペースの設置、学力低下を防ぎ、社会復帰、学校復帰に取り組める指導者のいる居場所づくりをと考えております。町ではどのような考えか、お尋ねします。

以上、答弁をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

池尻議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの江藤議員への回答の中でも言及をしておりますが、6月に閣議決定されました、こども未来戦略方針において、その冒頭には「少子化は、我が国が直面する、最大の危機である。」というふうにあります。昨年の出生数が統計開始以来、過去最低を記録し、また、ここ最近では少子化のスピードが加速しているということもあります。危機感は年々高まっているというふうに感じております。

広川町においても少子化対策は喫緊の課題と捉え、まち・ひと・しごと創生総合戦略の諸会議においても全庁的な協議を重ねてまいりました。また、昨年9月には子ども課を設置しまして、妊娠期から学齢期まで切れ目のない支援に努めているところでございます。さらには、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を統合し、母子保健機能と児童福祉機能とを併せ持つ広川町子ども家庭センターの立ち上げに向け、現在、準備を行っているところでございます。

福祉の分野におきましても、第2期広川町地域福祉計画に基づき「みんなで支え合い共に生きるまちづくり」を基本目標の一つに掲げ、一人一人が地域福祉を担う一員として活躍できる機会を確保し、全ての住民が地域、暮らしや生きがい、健康を共につくり上げていくことのできるまちづくりを目指して、各種事業に取り組んでいるところでございます。

人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会構造の変化に対応し、人と人とのつながりが実感できる地域支え合いの体制づくりに努め、多世代間の交流による地域福祉の推進の面からも、安心して子供を産み育てやすいまちづくりに取り組んでいきたいと考えているとこ

ろでございます。

私は、町長選挙の立候補の折に5本の柱を掲げております。その一つに、子育て支援の充実を訴えてまいりました。その姿勢は今も変わっておりません。町が直面する最重要課題として前に進めていきたいと思っておりますので、その姿勢を示すためにも、先日、18歳までの子供1人当たり10千円の商品券を配付すると。これは物価高騰対策であります。財源は新型コロナの臨時交付金を充てております。あくまで臨時的な措置ではありますが、子育て世代を応援していくんだという姿勢を示させていただいたところでもあります。

給食費の無償化については江藤議員へも御回答しましたとおり、子育て世代への大きな支援策の一つと認識しておりますので、恒久的な制度としていくために早急に財源の見通しを探りまして、一日も早い実施を目指してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（富山拓二郎）

池尻議員の不登校児対策についてお答えを申し上げます。

町内小・中学校の不登校児童・生徒の状況としては、令和4年度で小学校3名、中学校13名でした。令和3年度と比べ、小学校で同数、中学校で9名の減少となっております。

文部科学省では「不登校児童生徒」とは「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいは登校したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しております。

広川町には教育委員会で設置した教育支援センターはありませんが、不登校の児童・生徒に対し、各学校で様々な支援を行っております。各学校の不登校児童・生徒の状況につきましては、毎月学校から提出されているいじめ・不登校等調査のマンツーマンシートで把握しております。シートには現在の欠席状況や不登校になった時期、主たる要因、児童・生徒の状況や本人の思い、支援の状況等が記載されています。要因につきましては、生活リズムの乱れ、無気力、不安、学業不振、いじめを除く友人関係をめぐる問題、家庭での生活環境の急激な変化、家庭内の不和等、実に様々で、重複している場合も多数ございます。このシートには1週間ごとの支援の状況が書かれておりますので、確認した上で、学校の対応が不十分である場合は教育委員会からの指導助言を行っております。また、関係機関との連携が必要と考えられる場合や学校のからの依頼があった場合は、町で雇用しておりますスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、精神対話士等を派遣しております。

また、不登校であった児童・生徒が登校できても、教室に入ることが難しい場合には、保健室や自主学习室、学校図書館などを活用するなど、少しずつ学校生活へ適応していけるような対策も実施しているところでございます。

このような取組や関係機関との連携により、昨年度不登校だった児童・生徒の中には年度中に学校に復帰している者が14名おります。現在の状況から、緊急に広川町に教育支援センターを設置する必要はないと考えております。

今後も教育委員会と各学校が連携して、不登校児童・生徒が社会的に自立できるように取り組んでいく所存でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

少子化対策に関しましては、基本的には国、県からの交付金による窓口業務が中心、これも十分重要ですし、ここを重要視することは住民サービスの内容の一番大事なところに当たるかとも思います。ただ、周辺地域では、移住・定住を含めた中で、少子化対策の子ども・子育て対策を目玉とした、悪く言えば、何か餌をばらまいたんですかみたいな形のところもよく見られます。そういうところに取り組んでいるところもありますし、そこに引っ張られるのはやっぱり町としても不利な状況でもあります。やはり何かしら町としても目玉となる取組はいかにかという声が住民の方からも出ていますので、その辺の考えとか、今後、目玉としてこれにちょっと取り組んでみようかというような内容がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

こども課長。

○教育委員会事務局子ども課長（樋口尚寿）

先ほど町長も申し上げましたとおり、18歳未満の子供さんへの商品券、実質10千円の配付、これは町長が素早く判断されて、子ども課のほうに指示をいただいて、子ども課で動かさせていただいた事業になります。子育て世代の皆様方から大変ありがたいというようなことも耳にしたところでございます。

また、子ども課としましては、どうぞ安心して子供を産んで育ててくださいねといったような事業を今後進めてまいりたいと思っております。その一つといたしまして、家事代行等サービス、こういったものも進めてまいりたいというふうに思っておりますので、そういったものも今後事業を立ち上げながら、また、その他いろいろと取り組めるものはないのか、そういったことも常々考えていながら今後進めてまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

10千円の商品券につきましてはうちも頂戴いたしまして、子供たちの部活の準備費用に充てさせていただきました。町の行政の方々にはもちろんのこと、全ての住民の方に子育てに期待されているということ、また、こういう内容を捻出していただいていることに感謝しながら使わせていただきました。こういうことも本当に全ての住民の方、頂いた方に対しても、こういった取組が全ての皆さんの協力の中で子育てができていくということを理解しながら使っていただきたいものだなと自分でも思っております。

少子化対策、子ども・子育てに関しましては、災害対策のほうをまず優先する部分もあるでしょうし、その中で、町の行政の皆さんが住民サービス、子育てサービスに対し意識を持って取り組むという内容のほうがどれだけ必要なものかとも思っていますので、その辺は期待しながら、また、自分たちも協力していきたいと思っております。

給食費に関してですけど、これに関しては、委員会の中では、自分は自分なりの考えを何度でも出させていただいています。本当は無償化は国や県レベルで取り組むべきで、地方自治体ごとの財政が裕福なところや特別な財源を持つところが移住・定住の目玉みたく扱うのは本当に違和感を感じるどころであり、明らかに不公平であり、義務教育の下、あるべきではないと考えております。

また、町の給食費において、現在、役務費、委託費、燃料費、備品等といったものに対し、令和4年度の決算の中に、小学校は約50,000千円、中学校で22,000千円、合計72,000千円。この中には、先ほど町長の答弁の、自分の答弁じゃなかったですけど、令和4年度コロナ対策、物価高騰対策としての約5,700千円が含まれているものと思われます。これはもちろん一般財源から出ているもので、その上で材料費のみを保護者負担としております。以前の答弁では、80,000千円を超える材料費負担が一気に来るのは財源の捻出としては今厳しいものという内容がありました。これに関しては、ほかの住民サービスの低下にもつながるものではないかと、これは当然だと思いますし、妥当だとも考えておりますが、やはりさきに言ったとおり、町長の選挙公約の中にもあったとおり、住民説明としてはこの内容ではちょっと物足りないのではないかと、納得し難いのではないかと感じております。

もともと氷室町長は職員時代からもデータ等による説明が非常にうまく、内容も納得いきやすい形で行われることが続いておりました。本当に単純計算、自分の勝手な思いもありますけれども、約81,000千円の保護者負担という中で、町の世帯数がちょうど今、さっきの広報にも載っていた中では8,186世帯と。タイミング、都合いいですね。ほぼほぼ一緒ですね。となると、これをもし給食費無償化特別税として銘打って1世帯10千円の負担で、各世帯全員喜んで子供たちのために払いますよというようなことを言ってくれたなら、これは4月から片づくわけですね。そういった負担を極端にかけたくないから、町長は当然としてそれは無理だと。

ただ、年50千円弱の義務教育期間9年間、1人の子供に対して430千円程度と思いますけれども、これを1世帯10千円を納税義務期間、65歳まで払うとしたって450千円は払わなきゃいけないから、1世帯で1人の子供に対し給食費を払うのはちょうど終わるぐらいかなと。ただ、やっとここで子育てが一段落つきましたと、うちは子供もないのにそういう家庭でもですかといった御家庭も、やっぱり意見も出てくるでしょう。また、何よりこういう世帯の単純割とかは計算できませんし、今後の物価高騰、出生数、もっと詳しく調べればいろんな計算が出てくる上、親が——以前は、親が、家庭が子供を育てる時代となっていましたけれども、今は地域で育てるという考え方や取組が主流になってきているのではないかと。いう中で、やはり前回の、今回も含めて、住民が納得いくような内容として、まだ町長の住民説明といったものが若干足りないのではないかと感じる部分もありますので、それに対して、住民の方々が本当に理解できるような、納得いくような説明の在り方というものはありませんでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

御指摘をいただきました住民説明の在り方につきましては、常々私自身が情報発信を行うことは町長としての重要な役割だという認識は持っておりますので、就任以来、町のユー

チューブのチャンネルにおいて私が直接施策に関して御説明するような機会も設けたり、あるいは、これまでは行われていなかったような報道各社をお招きして、記者会見という形で、これから町が提案していきたいと思っている内容の説明などを記者会見で御説明したりと、いったこととしてきております。

いずれにしても、こういった機会を持てるだけしっかり持ちながら、あとは説明できる内容になれば、こういったところ、こういうチャンネルを使って、しっかり住民の方々に御納得いただけるような情報の届け方に努力をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当にSNS等での町長の発信はよく拝見させていただいています。災害についても、町でも早く取り組みたい、町でできる部分は早急に実際取り組んでおられる。ただ、国に係る部分、県が持つ部分ということに関しては、道路や河川に対して、まだまだ国、県との打合せが大事ですのでといった内容も先日から発信されておりました。あれに関しては、やはり住民の方も分かりやすい内容かと思っております。

こういった住民説明が足りないために、やはり行政側も住民側も双方に意見の食い違いや、納得いかない、不信に関わる部分もあると思います。やはりふだんから話していたり、委員会説明等では、こういったこともきちんと住民説明をやってくださいというような部分がたくさんあります。そういったもったいない部分に自分たちは直接遭遇するのですが、住民の方々全てにそれを理解していただくというのはやや難しい部分もありますけれども、それでもやはり執行部の方々はそれをやっていかなければならないことと思います。住民に分かりやすいような説明と、そういった機会というのをきちんと持って行って、プライバシーの問題に係る部分以外で全てをきちんと伝えていただけたらなと思っております。

先ほどの江藤議員の質問の中にもありましたけれども、周辺地域でも中学生のみ、あるいは低学年のみといった給食費の限定的な無償化というのも出てきております。これに関しては、町長もそれは状況を見てちゃんと考えていくといったこともありますが、特に、国が国費として全国一斉に無償化としなければならないという動きは現実にあっているわけで、これが明らかに見えてきたときは、一足先に卒業を迎える中3、中2の順に優先的に無償化も考えられますが、もちろんそういった考えもあってということではよろしいでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（氷室健太郎）

御質問のとおり、私としましては、独自の財源の確保や歳出削減も含めた努力もしていきたいと思っておりますが、国や県がそういった財政的な支援を実施していただくことによって町の負担分は当然下がっていくわけですので、それも重要だと考えております。そういった動きも注視しながら、先ほどおっしゃいましたように、段階的な実施であるとか、そういったことも含めてできることを探っていると、そのような状況にあるということで御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

給食費に関しましては、物価の高騰による給食費の値上がり、こういったほうをまず先にすべきものかとも思います。また、町の財政がある程度整ってきたときに住民の負担がないような取組をしていただけるように、今後も研究等していただきたいと思っております。

不登校についてですね。私は今年度、4月に入りまして、いろんな体力テストや水泳授業の参加といった機会をいただきまして、本当にタイミングよく学校の先生と一緒に直接児童・生徒さんたちと面して授業をすることが何度も何度もありました。これは本当にありがたいことで、なかなかない機会だと思っております。その中で、先生個々の指導能力ですね、一つ一つ、たかが並ばせる、列を動かす、ただこれだけを見ているだけでも先生の能力というのが明らかに見えるぐらいの状況にあります。

その中で、やはり障害を持った子たち、基本的には35人、40人を一斉に動かさなければなりませんから、1人2人はそういう乱れる子が出てきましようけれども、そういった子に対する声かけ、明らかに身体じゃないほうの障害を持った子たちに対する声かけとか対応の仕方が、ちょっとこれは障害児に対する声かけとか指導方法とは著しく違うといったものを感じるが多々ありました。平均的な授業をしなければならない、みんなに平等に同じようにしなければいけないという中で、やはり普通といった基準とか、普通はといった考え方がどうしても抜けられないのか、また、やっぱりどうしても全体を平均として動かすべきであるといった内容の声かけなのか、そういったところから不登校児とかが生まれる原因にもなりますので、先生の指導のやり方とか、そういった部分ではいかがでしょう。

○議長（野村泰也）

子ども課参事。

○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）

町内の小・中学校を見ておりましても、最近、若年の教員の方々も増えておりまして、なかなかベテランが持っているスキルなどが伝わりにくいような部分もある現状がございます。

ただ、特別支援教育におけます合理的配慮であるとかユニバーサルデザイン、通常学級においても必要になる個に応じた指導という考え方、こちらに関しましては、校内研修の中で特別支援教育に関するものは行っております。

あとは、学校もそれぞれ工夫して、若手教員とベテラン教員のメンター、メンティーではないですけども、そういうペアを組ませたり、週の中で集って、何か困り事はないかとか、指導方法について話すような機会を設けておるところです。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

教育長の答弁の中にありましたけれども、中学校の自主学习室とかは本当に雰囲気は逆にいいんじゃないかというような状況さえも感じてきています。なかなか教室に入れないう子たちが一度あそこに入って、気持ちをリラックスさせながら勉強した上で、自分の教室全体のしなければならぬときになったら、意外とあそこでワンクッション置いたら入れる。ああ

いった内容のところで、本当にいい取組ができているのではないかなと。

やはり学校の先生たちの努力の中で、不登校からの復帰14名といった内容も伺いました。支援センターにしては、急ぎ必要はないのではないかなというところもありまして、半分、自分もそういった気持ちもなきにしもあらずではあります。ただ、やはり特別支援学級の指導の先生たちも、これは何度も何度もこの場でも言ったことがありますけれども、そういったしっかりとした研修と取組意識を学ばずに、まだ頭の中で意識改善ができないままそういう教室の担当を受け持って取り組んでおられる先生たちがいらっしゃるというのはあります。そこを改善しないと、やはり今後の復帰とか——不登校が継続していく要因にもなるのかなとは感じますが、その取組としては、さらなる内容変更とか研修とかがこの夏休みを利用してでもあったのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

子ども課参事。

○教育委員会事務局子ども課参事（船津 涼）

夏休みにそういう特別支援教育に関する研修があったかは把握できておりませんが、先日、校長会の中で、県が出しております通常の学級でも使える特別支援教育に関するセルフチェックシート、それぞれ個々の教員が自分の学級の中で特別な支援に関する配慮ができておるかというようなのを紹介させていただきました。また今後、各学校でそういうものを使いながら、特に不安を抱えながら毎日授業をしておられるかもしれない若手の教員など、そういう方たちに特別支援の視点を与えていただき、自分の指導を振り返る機会にしていいただければと考えております。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

今後も——まだ不登校児は現実いらっしゃいます。また、夏休み明けでどのような状況に動くかも分かりませんし、こういう問題は来年度、再来年度ときっちり出てくる問題でもありますので、一人も取りこぼさない指導、たった一人でも町の財産でもある子供たちが社会から離れた、学校から離れた、そういったような環境にならないような取組をお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後2時37分 散会